

豊田市地域防災計画（風水害等）

新旧対照表（案）

豊田市地域防災計画（風水害等災害対策計画） 新旧対照表

頁	現行（令和 6 年度改訂）	修正（令和 7 年度）	備考																								
	第 1 編 総則	第 1 編 総則																									
	第 3 章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第 3 章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱																									
	第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱	第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱																									
15	<p>（略）</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p>中部地方整備局</p> <p>（2）初動対応</p> <p>ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。</p> <p>イ 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧（追記）その他災害応急対策に対する支援を行う。</p>	<p>（略）</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p>中部地方整備局</p> <p>（2）初動対応</p> <p>ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。</p> <p>イ 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、給水支援その他災害応急対策に対する支援を行う。</p>	防災基本計画修正を踏まえた修正																								
	第 2 編 災害予防	第 2 編 災害予防																									
	第 1 章 防災協働社会の形成推進	第 1 章 防災協働社会の形成推進																									
22	<p>■ 主な機関の措置</p> <table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr><tr><td>第 1 節 防災協働社会の形成推進</td><td>市</td><td>1（1）地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1（2）災害被害の軽減に向けた取り組み</td></tr><tr><td>第 2 節 （追記）自主防災組織（追記）ボランティアとの連携</td><td>市 自主防災組織</td><td>（追記） 1（1）自主防災組織の推進 1（2）防災ボランティア活動の支援 1（3）連携体制の確保 1（4）防災関係団体のネットワーク化 2 地域の実情に応じた防災活動の実施</td></tr><tr><td>第 3 節 企業防災の促進</td><td>企業 市、商工団体等 （追記）</td><td>1（1）事業継続計画の策定・運用 1（2）生命の安全確保 1（3）二次災害の防止 1（4）地域との共生と貢献 2（1）事業継続計画（BCP）の策定促進 2（2）相談体制の整備 （追記）</td></tr></table>	区 分	機関名	主な措置	第 1 節 防災協働社会の形成推進	市	1（1）地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1（2）災害被害の軽減に向けた取り組み	第 2 節 （追記）自主防災組織（追記）ボランティアとの連携	市 自主防災組織	（追記） 1（1）自主防災組織の推進 1（2）防災ボランティア活動の支援 1（3）連携体制の確保 1（4）防災関係団体のネットワーク化 2 地域の実情に応じた防災活動の実施	第 3 節 企業防災の促進	企業 市、商工団体等 （追記）	1（1）事業継続計画の策定・運用 1（2）生命の安全確保 1（3）二次災害の防止 1（4）地域との共生と貢献 2（1）事業継続計画（BCP）の策定促進 2（2）相談体制の整備 （追記）	<p>■ 主な機関の措置</p> <table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr><tr><td>第 1 節 防災協働社会の形成推進</td><td>市</td><td>1（1）地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1（2）災害被害の軽減に向けた取り組み</td></tr><tr><td>第 2 節 消防団・自主防災組織の育成強化、ボランティアとの連携</td><td>市 自主防災組織</td><td>1（1）消防団の充実強化 1（2）自主防災組織の推進 1（3）防災ボランティア活動の支援 1（4）連携体制の確保 1（5）防災関係団体のネットワーク化 2 地域の実情に応じた防災活動の実施</td></tr><tr><td>第 3 節 企業防災の促進</td><td>企業 市、商工団体等 名古屋地方気象台</td><td>1（1）事業継続計画の策定・運用 1（2）生命の安全確保 1（3）二次災害の防止 1（4）地域との共生と貢献 2（1）事業継続計画（BCP）の策定促進 2（2）相談体制の整備 3 防災気象情報の活用についての助言や普及啓発</td></tr></table>	区 分	機関名	主な措置	第 1 節 防災協働社会の形成推進	市	1（1）地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1（2）災害被害の軽減に向けた取り組み	第 2 節 消防団・自主防災組織の育成強化、ボランティアとの連携	市 自主防災組織	1（1）消防団の充実強化 1（2）自主防災組織の推進 1（3）防災ボランティア活動の支援 1（4）連携体制の確保 1（5）防災関係団体のネットワーク化 2 地域の実情に応じた防災活動の実施	第 3 節 企業防災の促進	企業 市、商工団体等 名古屋地方気象台	1（1）事業継続計画の策定・運用 1（2）生命の安全確保 1（3）二次災害の防止 1（4）地域との共生と貢献 2（1）事業継続計画（BCP）の策定促進 2（2）相談体制の整備 3 防災気象情報の活用についての助言や普及啓発	防災基本計画修正を踏まえた修正
区 分	機関名	主な措置																									
第 1 節 防災協働社会の形成推進	市	1（1）地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1（2）災害被害の軽減に向けた取り組み																									
第 2 節 （追記）自主防災組織（追記）ボランティアとの連携	市 自主防災組織	（追記） 1（1）自主防災組織の推進 1（2）防災ボランティア活動の支援 1（3）連携体制の確保 1（4）防災関係団体のネットワーク化 2 地域の実情に応じた防災活動の実施																									
第 3 節 企業防災の促進	企業 市、商工団体等 （追記）	1（1）事業継続計画の策定・運用 1（2）生命の安全確保 1（3）二次災害の防止 1（4）地域との共生と貢献 2（1）事業継続計画（BCP）の策定促進 2（2）相談体制の整備 （追記）																									
区 分	機関名	主な措置																									
第 1 節 防災協働社会の形成推進	市	1（1）地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1（2）災害被害の軽減に向けた取り組み																									
第 2 節 消防団・自主防災組織の育成強化、ボランティアとの連携	市 自主防災組織	1（1）消防団の充実強化 1（2）自主防災組織の推進 1（3）防災ボランティア活動の支援 1（4）連携体制の確保 1（5）防災関係団体のネットワーク化 2 地域の実情に応じた防災活動の実施																									
第 3 節 企業防災の促進	企業 市、商工団体等 名古屋地方気象台	1（1）事業継続計画の策定・運用 1（2）生命の安全確保 1（3）二次災害の防止 1（4）地域との共生と貢献 2（1）事業継続計画（BCP）の策定促進 2（2）相談体制の整備 3 防災気象情報の活用についての助言や普及啓発																									
23	第 2 節 （追記）自主防災組織（追記）・ボランティアとの連携	第 2 節 消防団・自主防災組織の育成強化、ボランティアとの連携																									
23	1 市における措置（追記）	1 市における措置 （1）消防団の充実強化																									

豊田市地域防災計画（風水害等災害対策計画） 新旧対照表

頁	現行（令和 6 年度改訂）	修正（令和 7 年度）	備考
24	<p>(1) 自主防災組織の推進 (略)</p> <p>(2) 防災ボランティア活動の支援 (略)</p> <p>(3) 連携体制の確保 (略)</p> <p>(4) 防災関係団体のネットワーク化 (略)</p>	<p>市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。</p> <p>(2) 自主防災組織の推進 (略)</p> <p>(3) 防災ボランティア活動の支援 (略)</p> <p>(4) 連携体制の確保 (略)</p> <p>(5) 防災関係団体のネットワーク化 (略)</p>	防災基本計画修正を踏まえた修正
	第 3 節 企業防災の促進	第 3 節 企業防災の促進	
28	<p>(略)</p> <p>2 市及び商工団体等における措置 (略)</p> <p>(追記)</p>	<p>(略)</p> <p>2 市及び商工団体等における措置 (略)</p> <p>3 名古屋地方気象台における措置 名古屋地方気象台は、公共機関等に対し、防災体制の整備や事業継続計画の策定等を支援するため、防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を行うものとする。</p>	防災基本計画修正を踏まえた修正
	第 2 章 水害予防対策	第 2 章 水害予防対策	
	第 1 節 河川防災対策	第 1 節 河川防災対策	
31	<p>(略)</p> <p>2 水防管理者における措置 (略)</p> <p>3 関連調整事項 (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(追記)</p>	<p>(略)</p> <p>2 水防管理者における措置 (略)</p> <p>3 関連調整事項 (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進するものとする。</p>	防災基本計

豊田市地域防災計画（風水害等災害対策計画） 新旧対照表

頁	現行（令和6年度改訂）	修正（令和7年度）	備考																																																						
	<p>(3) 砂防事業、治山事業相互間の連絡調整をするよう考慮する。</p>	<p>また、中部地方整備局及び独立行政法人水資源機構は、ダムの洪水調節と水力発電の両機能を発電事業者等との連携により最大限活用する取組を推進するものとする。</p> <p>(4) 砂防事業、治山事業相互間の連絡調整をするよう考慮する。</p>	画修正を踏まえた修正																																																						
	第3章 土砂災害等予防対策	第3章 土砂災害等予防対策																																																							
39	<div>■ 主な機関の措置</div> <table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr><tr><td>第1節 土地利用の適正誘導</td><td>市</td><td>適正かつ安全な土地利用への誘導規制</td></tr><tr><td>第2節 土砂災害の防止</td><td>県</td><td>1（1）土砂災害警戒区域等の指定 1（2）山地災害危険地区の把握 1（3）土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 1（4）土砂災害に係る指定等がされた区域内の主な対策 1（5）土砂災害監視システムによる情報提供 1（6）避難指示の発令判断に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進</td></tr><tr><td></td><td>市</td><td>2（1）土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備 2（2）ハザードマップの作成及び周知</td></tr><tr><td>第3節 砂防対策</td><td>中部地方整備局、県</td><td>1（1）砂防事業 1（2）急傾斜地崩壊対策事業 1（3）地すべり対策事業 1（4）総合土砂災害対策</td></tr><tr><td>第4節 治山対策</td><td>中部森林管理局、県</td><td>1 治山事業</td></tr><tr><td>第5節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策</td><td>県、市 市 要配慮者利用施設</td><td>1（1）県土保全事業の推進 1（2）施設管理者等に対する情報の提供 1（3）施設管理者等に対する防災知識の普及 2（1）連絡体制の確立 2（2）施設管理者等に対する支援 2（3）市長の指示等 3（1）計画の作成 3（2）訓練の実施</td></tr><tr><td>第6節 宅 地 造 成（追記）の規制誘導</td><td>県、市</td><td>（1）宅地造成（追記）工事規制区域（追記） （2）造成宅地防災区域 （3）宅地危険箇所の防災パトロール（追記）</td></tr><tr><td>第7節 被災宅地危険度判定の体制整備</td><td>市</td><td>（1）被災宅地危険度判定士の養成・登録 （2）相互支援体制の整備</td></tr></table>	区 分	機関名	主な措置	第1節 土地利用の適正誘導	市	適正かつ安全な土地利用への誘導規制	第2節 土砂災害の防止	県	1（1）土砂災害警戒区域等の指定 1（2）山地災害危険地区の把握 1（3）土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 1（4）土砂災害に係る指定等がされた区域内の主な対策 1（5）土砂災害監視システムによる情報提供 1（6）避難指示の発令判断に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進		市	2（1）土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備 2（2）ハザードマップの作成及び周知	第3節 砂防対策	中部地方整備局、県	1（1）砂防事業 1（2）急傾斜地崩壊対策事業 1（3）地すべり対策事業 1（4）総合土砂災害対策	第4節 治山対策	中部森林管理局、県	1 治山事業	第5節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策	県、市 市 要配慮者利用施設	1（1）県土保全事業の推進 1（2）施設管理者等に対する情報の提供 1（3）施設管理者等に対する防災知識の普及 2（1）連絡体制の確立 2（2）施設管理者等に対する支援 2（3）市長の指示等 3（1）計画の作成 3（2）訓練の実施	第6節 宅 地 造 成（追記）の規制誘導	県、市	（1）宅地造成（追記）工事規制区域（追記） （2）造成宅地防災区域 （3）宅地危険箇所の防災パトロール（追記）	第7節 被災宅地危険度判定の体制整備	市	（1）被災宅地危険度判定士の養成・登録 （2）相互支援体制の整備	<div>■ 主な機関の措置</div> <table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr><tr><td>第1節 土地利用の適正誘導</td><td>市</td><td>適正かつ安全な土地利用への誘導規制</td></tr><tr><td>第2節 土砂災害の防止</td><td>県</td><td>1（1）土砂災害警戒区域等の指定 1（2）山地災害危険地区の把握 1（3）土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 1（4）土砂災害に係る指定等がされた区域内の主な対策 1（5）土砂災害監視システムによる情報提供 1（6）避難指示の発令判断に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進</td></tr><tr><td></td><td>市</td><td>2（1）土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備 2（2）ハザードマップの作成及び周知</td></tr><tr><td>第3節 砂防対策</td><td>中部地方整備局、県</td><td>1（1）砂防事業 1（2）急傾斜地崩壊対策事業 1（3）地すべり対策事業 1（4）総合土砂災害対策</td></tr><tr><td>第4節 治山対策</td><td>中部森林管理局、県</td><td>1 治山事業</td></tr><tr><td>第5節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策</td><td>県、市 市 要配慮者利用施設</td><td>1（1）県土保全事業の推進 1（2）施設管理者等に対する情報の提供 1（3）施設管理者等に対する防災知識の普及 2（1）連絡体制の確立 2（2）施設管理者等に対する支援 2（3）市長の指示等 3（1）計画の作成 3（2）訓練の実施</td></tr><tr><td>第6節 宅地造成等の規制誘導</td><td>県、市</td><td>（1）宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等工事規制区域 （2）造成宅地防災区域 （3）宅地危険箇所の防災パトロール （4）既存盛土等調査</td></tr><tr><td>第7節 被災宅地危険度判定の体制整備</td><td>市</td><td>（1）被災宅地危険度判定士の養成・登録 （2）相互支援体制の整備</td></tr></table>	区 分	機関名	主な措置	第1節 土地利用の適正誘導	市	適正かつ安全な土地利用への誘導規制	第2節 土砂災害の防止	県	1（1）土砂災害警戒区域等の指定 1（2）山地災害危険地区の把握 1（3）土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 1（4）土砂災害に係る指定等がされた区域内の主な対策 1（5）土砂災害監視システムによる情報提供 1（6）避難指示の発令判断に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進		市	2（1）土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備 2（2）ハザードマップの作成及び周知	第3節 砂防対策	中部地方整備局、県	1（1）砂防事業 1（2）急傾斜地崩壊対策事業 1（3）地すべり対策事業 1（4）総合土砂災害対策	第4節 治山対策	中部森林管理局、県	1 治山事業	第5節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策	県、市 市 要配慮者利用施設	1（1）県土保全事業の推進 1（2）施設管理者等に対する情報の提供 1（3）施設管理者等に対する防災知識の普及 2（1）連絡体制の確立 2（2）施設管理者等に対する支援 2（3）市長の指示等 3（1）計画の作成 3（2）訓練の実施	第6節 宅地造成等の規制誘導	県、市	（1）宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等工事規制区域 （2）造成宅地防災区域 （3）宅地危険箇所の防災パトロール （4）既存盛土等調査	第7節 被災宅地危険度判定の体制整備	市	（1）被災宅地危険度判定士の養成・登録 （2）相互支援体制の整備	令和7年5月9日に区域指定し、盛土規制法による規制を開始したことによる修正
区 分	機関名	主な措置																																																							
第1節 土地利用の適正誘導	市	適正かつ安全な土地利用への誘導規制																																																							
第2節 土砂災害の防止	県	1（1）土砂災害警戒区域等の指定 1（2）山地災害危険地区の把握 1（3）土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 1（4）土砂災害に係る指定等がされた区域内の主な対策 1（5）土砂災害監視システムによる情報提供 1（6）避難指示の発令判断に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進																																																							
	市	2（1）土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備 2（2）ハザードマップの作成及び周知																																																							
第3節 砂防対策	中部地方整備局、県	1（1）砂防事業 1（2）急傾斜地崩壊対策事業 1（3）地すべり対策事業 1（4）総合土砂災害対策																																																							
第4節 治山対策	中部森林管理局、県	1 治山事業																																																							
第5節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策	県、市 市 要配慮者利用施設	1（1）県土保全事業の推進 1（2）施設管理者等に対する情報の提供 1（3）施設管理者等に対する防災知識の普及 2（1）連絡体制の確立 2（2）施設管理者等に対する支援 2（3）市長の指示等 3（1）計画の作成 3（2）訓練の実施																																																							
第6節 宅 地 造 成（追記）の規制誘導	県、市	（1）宅地造成（追記）工事規制区域（追記） （2）造成宅地防災区域 （3）宅地危険箇所の防災パトロール（追記）																																																							
第7節 被災宅地危険度判定の体制整備	市	（1）被災宅地危険度判定士の養成・登録 （2）相互支援体制の整備																																																							
区 分	機関名	主な措置																																																							
第1節 土地利用の適正誘導	市	適正かつ安全な土地利用への誘導規制																																																							
第2節 土砂災害の防止	県	1（1）土砂災害警戒区域等の指定 1（2）山地災害危険地区の把握 1（3）土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 1（4）土砂災害に係る指定等がされた区域内の主な対策 1（5）土砂災害監視システムによる情報提供 1（6）避難指示の発令判断に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進																																																							
	市	2（1）土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備 2（2）ハザードマップの作成及び周知																																																							
第3節 砂防対策	中部地方整備局、県	1（1）砂防事業 1（2）急傾斜地崩壊対策事業 1（3）地すべり対策事業 1（4）総合土砂災害対策																																																							
第4節 治山対策	中部森林管理局、県	1 治山事業																																																							
第5節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策	県、市 市 要配慮者利用施設	1（1）県土保全事業の推進 1（2）施設管理者等に対する情報の提供 1（3）施設管理者等に対する防災知識の普及 2（1）連絡体制の確立 2（2）施設管理者等に対する支援 2（3）市長の指示等 3（1）計画の作成 3（2）訓練の実施																																																							
第6節 宅地造成等の規制誘導	県、市	（1）宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等工事規制区域 （2）造成宅地防災区域 （3）宅地危険箇所の防災パトロール （4）既存盛土等調査																																																							
第7節 被災宅地危険度判定の体制整備	市	（1）被災宅地危険度判定士の養成・登録 （2）相互支援体制の整備																																																							

豊田市地域防災計画（風水害等災害対策計画） 新旧対照表

頁	現行（令和 6 年度改訂）	修正（令和 7 年度）	備考
	第 6 節 宅地造成及び特定盛土等の規制誘導	第 6 節 宅地造成及び特定盛土等の規制誘導	
47	市における措置 (1) 宅地造成工事規制区域 市は、宅地造成に伴い、がけ崩れ又は土砂の流出を生ずるおそれが著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域（宅地造成工事規制区域）を指定し、宅地造成に関する工事等について、災害防止のため必要な規制を行う。	市における措置 (1) 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等工事規制区域 市は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴い災害が生ずるおそれが大きい市街地若しくは市街地となろうとする土地の区域又は集落の区域を「宅地造成等工事規制区域」に指定し、その他の土地の区域で特定盛土等又は土石の堆積が行われた場合には、これに伴う災害により居住者等の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域を「特定盛土等規制区域」に指定する。 市は宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内の工事等について、災害防止のため必要な規制を行う。	令和 7 年 5 月 9 日に区域指定し、盛土規制法による規制を開始したことによる修正
48	(2) 造成宅地防災区域 (略) (3) 宅地危険箇所の防災パトロール (略) 附属資料第 1—16「宅地造成工事規制区域」 (追記)	(2) 造成宅地防災区域 (略) (3) 宅地危険箇所の防災パトロール (略) (削除) (4) 既存盛土等調査 市は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、既存盛土等に危険が確認された場合については、法令に基づき監督処分や改善命令等の必要な措置を行う。 附属資料第 1—16「宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域」	
	第 5 章 建築物等の安全化	第 5 章 建築物等の安全化	
	第 1 節 交通関係施設対策	第 1 節 交通関係施設対策	
59	(略) 2 道路 (略) (1) 道路の交通機能の拡充及び防災構造化 (略) (追記)	(略) 2 道路 (略) (1) 道路の交通機能の拡充及び防災構造化 (略) (2) アンダーパス部等の道路の冠水防止 アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。 (3) 渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の対策	防災基本計画修正を踏まえた修正

豊田市地域防災計画（風水害等災害対策計画） 新旧対照表

頁	現行（令和6年度改訂）	修正（令和7年度）	備考
	<p>(2) 山間地域の道路の土砂崩れ等災害防止対策 (略)</p> <p>(3) 浸水時の転落防止対策及び占用者に対する指導 (略)</p>	<p>渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進する。</p> <p>(4) 山間地域の道路の土砂崩れ等災害防止対策 (略)</p> <p>(5) 浸水時の転落防止対策及び占用者に対する指導 (略)</p>	
	第8章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	第8章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	
74	<p>(略)</p> <p>防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備 市における措置 (略)</p> <p>(11) 防災情報システムの整備 (略)</p> <p>また、県防災行政無線を活用する防災情報システムにより、県、県内市町村及び防災関係機関との間でリアルタイムの情報の共有化を図る。(追記)</p> <p>(12) 救助・救急に係る施設・設備 (略)</p> <p>人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材について、災害時にその機能等が有効適切に運用できるよう整備、改善、点検に努める。</p> <p>(追記)</p> <p>また、市は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。 市は、県又は関係機関が所有する防災消防ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプター利用について県又は関係機関とあらかじめ協議する。 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備 市における措置 (略)</p> <p>(11) 防災情報システムの整備 (略)</p> <p>また、県防災行政無線を活用する防災情報システムにより、県、県内市町村及び防災関係機関との間でリアルタイムの情報の共有化を図る。なお、本システムと総合防災情報システム（SOBO-WEB）間でデータ連携を行うこととする。</p> <p>(12) 救助・救急等に係る施設・設備等 (略)</p> <p>人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材について、災害時にその機能等が有効適切に運用できるよう整備、改善、点検に努める。</p> <p>その際、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。</p> <p>また、市は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。 市は、県又は関係機関が所有する防災消防ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプター利用について県又は関係機関とあらかじめ協議する。 (略)</p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
75	<p>(13) 情報の収集・連絡体制の整備等</p> <p>市は、迅速かつ的確な被災情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要因をあらかじめ指定しておくとともに、必要に応じ航空機、無人航空機、船、車両等の多様な情報収</p>	<p>(13) 情報の収集・連絡体制の整備等</p> <p>市は、迅速かつ的確な被災情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要因をあらかじめ指定しておくとともに、必要に応じ航空機、無人航空機、船、車両等の多様な情報収</p>	

豊田市地域防災計画（風水害等災害対策計画） 新旧対照表

頁	現行（令和 6 年度改訂）	修正（令和 7 年度）	備考
	<p>集手段を活用できる体制を整備する。</p> <p>ア 通信施設の防災構造化等</p> <p>市は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。</p> <p>イ 通信施設の非常用発電機</p> <p>市は、万一通信施設に被害が発生した場合に備え、非常電源設備を耐震性があり、かつ浸水する可能性が低いなど堅固な場所（風水害においては浸水する危険性が低い場所）に整備し、その保守点検等を実施するとともに、情報伝達手段の多角化を進める。</p> <p>（追記）</p> <p>◆ 附属資料第 2－3「通信施設・設備等」</p> <p>（14）物資等の備蓄、調達供給体制の確保</p> <p>ア 市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。</p> <p>（追記）</p> <p>なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。</p> <p>（略）</p>	<p>集手段を活用できる体制を整備する。</p> <p>ア 通信施設の防災構造化等</p> <p>市は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。</p> <p>イ 通信施設の非常用発電機</p> <p>市は、万一通信施設に被害が発生した場合に備え、非常電源設備を耐震性があり、かつ浸水する可能性が低いなど堅固な場所（風水害においては浸水する危険性が低い場所）に整備し、その保守点検等を実施するとともに、情報伝達手段の多角化を進める。</p> <p>ウ 衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用</p> <p>市は、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。</p> <p>◆ 附属資料第 2－3「通信施設・設備等」</p> <p>（14）物資等の備蓄、調達供給体制の確保</p> <p>ア 市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、新物資システム（B-PLo）を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。</p> <p>特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。</p> <p>なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。</p> <p>（略）</p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>表記の整理</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>

豊田市地域防災計画（風水害等災害対策計画） 新旧対照表

頁	現行（令和 6 年度改訂）	修正（令和 7 年度）	備考																								
	第 10 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第 10 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策																									
85 86	<div>■ 主な機関の措置</div> <table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr><tr><td>第 1 節 避難所の指定・整備等</td><td>市</td><td>(1) 避難所等の収容施設の整備 (2) 避難所における必要面積の確保 (追記) (3) 避難所が備えるべき設備の整備 (4) 避難所の破損等への備え (5) 避難所の運営体制の整備 (追記) (追記)</td></tr><tr><td>第 2 節 要配慮者支援対策</td><td>市、社会福祉施設等管理者</td><td>(1) 社会福祉施設等における対策 (2) 在宅の要配慮者対策 (3) 避難行動要支援者対策 (4) 外国人等に対する対策 (5) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策</td></tr><tr><td>第 3 節 帰宅困難者対策</td><td>市</td><td>帰宅困難者対策</td></tr></table>	区 分	機関名	主な措置	第 1 節 避難所の指定・整備等	市	(1) 避難所等の収容施設の整備 (2) 避難所における必要面積の確保 (追記) (3) 避難所が備えるべき設備の整備 (4) 避難所の破損等への備え (5) 避難所の運営体制の整備 (追記) (追記)	第 2 節 要配慮者支援対策	市、社会福祉施設等管理者	(1) 社会福祉施設等における対策 (2) 在宅の要配慮者対策 (3) 避難行動要支援者対策 (4) 外国人等に対する対策 (5) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策	第 3 節 帰宅困難者対策	市	帰宅困難者対策	<div>■ 主な機関の措置</div> <table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr><tr><td>第 1 節 避難所の指定・整備等</td><td>市</td><td>(1) 避難所等の収容施設の整備 (2) 避難所における必要面積の確保 (3) 指定福祉避難所の指定 (4) 避難所が備えるべき設備の整備 (5) 避難所の破損等への備え (6) 避難所の運営体制の整備 (7) 避難者等の情報把握 (8) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援</td></tr><tr><td>第 2 節 要配慮者支援対策</td><td>市、社会福祉施設等管理者</td><td>(1) 社会福祉施設等における対策 (2) 在宅の要配慮者対策 (3) 避難行動要支援者対策 (4) 外国人等に対する対策 (5) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策</td></tr><tr><td>第 3 節 帰宅困難者対策</td><td>市</td><td>帰宅困難者対策</td></tr></table>	区 分	機関名	主な措置	第 1 節 避難所の指定・整備等	市	(1) 避難所等の収容施設の整備 (2) 避難所における必要面積の確保 (3) 指定福祉避難所の指定 (4) 避難所が備えるべき設備の整備 (5) 避難所の破損等への備え (6) 避難所の運営体制の整備 (7) 避難者等の情報把握 (8) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援	第 2 節 要配慮者支援対策	市、社会福祉施設等管理者	(1) 社会福祉施設等における対策 (2) 在宅の要配慮者対策 (3) 避難行動要支援者対策 (4) 外国人等に対する対策 (5) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策	第 3 節 帰宅困難者対策	市	帰宅困難者対策	防災基本計画修正を踏まえた修正
区 分	機関名	主な措置																									
第 1 節 避難所の指定・整備等	市	(1) 避難所等の収容施設の整備 (2) 避難所における必要面積の確保 (追記) (3) 避難所が備えるべき設備の整備 (4) 避難所の破損等への備え (5) 避難所の運営体制の整備 (追記) (追記)																									
第 2 節 要配慮者支援対策	市、社会福祉施設等管理者	(1) 社会福祉施設等における対策 (2) 在宅の要配慮者対策 (3) 避難行動要支援者対策 (4) 外国人等に対する対策 (5) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策																									
第 3 節 帰宅困難者対策	市	帰宅困難者対策																									
区 分	機関名	主な措置																									
第 1 節 避難所の指定・整備等	市	(1) 避難所等の収容施設の整備 (2) 避難所における必要面積の確保 (3) 指定福祉避難所の指定 (4) 避難所が備えるべき設備の整備 (5) 避難所の破損等への備え (6) 避難所の運営体制の整備 (7) 避難者等の情報把握 (8) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援																									
第 2 節 要配慮者支援対策	市、社会福祉施設等管理者	(1) 社会福祉施設等における対策 (2) 在宅の要配慮者対策 (3) 避難行動要支援者対策 (4) 外国人等に対する対策 (5) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策																									
第 3 節 帰宅困難者対策	市	帰宅困難者対策																									
	第 1 節 避難所の指定・整備等	第 1 節 避難所の指定・整備等																									
86	<div>市における措置</div> <div>(略)</div> <div>(2) 指定避難所の指定</div> <div>(略)</div> <div>ウ 避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。</div> <div><一人当たりの必要占有面積></div> <table><tr><td>1 m²／人</td><td>発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積</td></tr><tr><td>2 m²／人</td><td>緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積</td></tr><tr><td>3 m²／人</td><td>避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積</td></tr></table> <div>※介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。 また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。</div> <div><新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積></div>	1 m ² ／人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積	2 m ² ／人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積	3 m ² ／人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積	<div>市における措置</div> <div>(略)</div> <div>(2) 指定避難所の指定</div> <div>(略)</div> <div>ウ 内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、避難者の居住スペースを確保するものとする。</div>	「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえた修正																		
1 m ² ／人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積																										
2 m ² ／人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積																										
3 m ² ／人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積																										

豊田市地域防災計画（風水害等災害対策計画） 新旧対照表

頁	現行（令和6年度改訂）	修正（令和7年度）	備考
87	<p>一 家族が、目安で3m×3mの1区画を使用し、各区画（一家族）の距離は1～2m以上空ける（※人数に応じて区画の広さは調整する。）。</p> <p>エ 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、（追記）備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>（(3)ウより転記）</p> <p>（3）（追記）福祉避難所の整備</p> <p>ア 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、（追記）福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。（略）</p> <p>イ 市は、（追記）福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。（略）</p> <p>ウ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。</p> <p>エ 市は、（追記）福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ（追記）福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</p> <p>オ 市は、前述の公示を活用しつつ、（追記）福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に（追記）福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</p>	<p>エ 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、避難所内の空間配置図やレイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>キ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。</p> <p>（3）指定福祉避難所の指定</p> <p>ア 市は、指定一般避難所内では生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、指定福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。（略）</p> <p>イ 市は、指定福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。（略）</p> <p>（(2)キへ移行）</p> <p>ウ 市は、指定福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ指定福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</p> <p>エ 市は、前述の公示を活用しつつ、指定福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に指定福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>表記の整理</p> <p>災害対策基本法施行規則を踏まえた修正</p> <p>表記の整理</p> <p>災害対策基本法施行規則を踏まえた修正</p>

豊田市地域防災計画（風水害等災害対策計画） 新旧対照表

頁	現行（令和6年度改訂）	修正（令和7年度）	備考
88	<p>(4) 避難所が備えるべき設備の整備 避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、(追記) テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション (追加) 等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p> <p>なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。</p> <p>また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。</p> <p>ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、(追記) ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等 (略) (6) 避難所の運営体制の整備 (略)</p> <p>エ 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。</p> <p>(略)</p> <p>カ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</p> <p>キ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。 (追記)</p>	<p>(4) 避難所が備えるべき設備の整備 避難所には、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、給水タンク、貯水槽、防災井戸、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション、炊き出し設備、入浴設備等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p> <p>なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。</p> <p>また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。</p> <p>ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、衛星通信を活用したインターネット機器、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等 (略) (6) 避難所の運営体制の整備 (略)</p> <p>エ 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討し、受入体制を住民へ周知徹底する。</p> <p>(略)</p> <p>カ (削除) 感染症対策について、(削除) 平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</p> <p>キ (削除) 感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p> <p>(7) 避難者等の情報把握 市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している避難者等の状況把握の取組を円滑に行うことができるよ</p>	<p>「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」及び防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
88			

豊田市地域防災計画（風水害等災害対策計画） 新旧対照表

頁	現行（令和 6 年度改訂）	修正（令和 7 年度）	備考
89		<p>う事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</p> <p>（8）避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援</p> <p>ア 市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</p> <p>イ 市は、車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</p>	防災基本計画修正を踏まえた修正
	第 2 節 要配慮者支援対策	第 2 節 要配慮者支援対策	
93	<p>市及び社会福祉施設等管理者における措置</p> <p>（略）</p> <p>（6）災害ケースマネジメント</p> <p>県及び市は、被災地支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</p>	<p>市及び社会福祉施設等管理者における措置</p> <p>（略）</p> <p>（6）災害ケースマネジメント</p> <p>県及び市は、被災者支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</p>	防災基本計画修正を踏まえた修正
	第 11 章 広域応援・受援体制の整備	第 11 章 広域応援・受援体制の整備	
	第 1 節 広域応援・受援体制の整備	第 1 節 広域応援・受援体制の整備	
97	<p>市における措置</p> <p>（略）。</p> <p>（3）受援体制の整備</p> <p>市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>（追記）</p> <p>特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス</p>	<p>市における措置</p> <p>（略）</p> <p>（3）受援体制の整備</p> <p>市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うため、以下のような受援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>ア 受援担当者の選定、執務スペース等の確保</p> <p>（削除）庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、（削除）感</p>	防災基本計画修正を踏まえた修正

豊田市地域防災計画（風水害等災害対策計画） 新旧対照表

頁	現行（令和 6 年度改訂）	修正（令和 7 年度）	備考
98	<p>ウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。 （追記）</p> <p>（追記） また、市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。 （略）</p>	<p>染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。 イ 宿泊場所等の確保 応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。 ウ 訓練等の実施 （削除）市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。 （略）</p>	
	第 3 節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備	第 3 節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備	
99	<p>市における措置 （1）災害時の円滑な物流に向けた体制の検討 （略） また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、県及び市町村は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。 （追記）</p>	<p>市における措置 （1）災害時の円滑な物流に向けた体制の検討 （略） また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、県及び市町村は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。 さらに、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。</p>	防災基本計画修正を踏まえた修正
	第 12 章 防災訓練及び防災意識の向上	第 12 章 防災訓練及び防災意識の向上	
100	<p>■ 基本方針 （略） ○防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める（追記）。</p>	<p>■ 基本方針 （略） ○防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。</p>	防災基本計画修正を踏まえた修正

豊田市地域防災計画（風水害等災害対策計画） 新旧対照表

	第2節 防災のための意識啓発・広報	第2節 防災のための意識啓発・広報	
104	<p>市及び名古屋地方気象台等における措置 （略） （5）過去の災害教訓の伝承</p> <p>市は、市民、自治区及び自主防災組織が、過去の災害に関する教訓及び先人からの災害に関する伝承を後世へ引き継ぐよう、その重要性について啓発を行う。</p> <p>また、市は教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。</p> <p>さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の（追記）持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</p>	<p>市及び名古屋地方気象台等における措置 （略） （5）過去の災害教訓の伝承</p> <p>市は、市民、自治区及び自主防災組織が、過去の災害に関する教訓及び先人からの災害に関する伝承を後世へ引き継ぐよう、その重要性について啓発を行う。</p> <p>また、市は教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。</p> <p>さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>

豊田市地域防災計画（風水害等災害対策計画） 新旧対照表

第3編 災害応急対策			第3編 災害応急対策																																						
第1章 活動態勢（組織の動員配備）			第1章 活動態勢（組織の動員配備）																																						
第1節 災害対策本部の設置・運営			第1節 災害対策本部の設置・運営																																						
113	<p>(3) 非常配備体制 (略) (ウ) 消防団に対する連絡</p> <p>消防団に対する連絡は、災害対策本部消防対策部（現地災害対策本部）から消防団長、副団長に行うとともに、該当地域を管轄する方面隊長又は分団長に行うものとする（分団長不在の場合には、部長に連絡を行う）。なお、連絡を受けた方面隊長又は分団長は、該当消防団員の動員ができるよう措置しておく。</p>		<p>(3) 非常配備体制 (略) (ウ) 消防団に対する連絡</p> <p>消防団に対する連絡は、災害対策本部事務局（現地災害対策本部）から消防団長、副団長に行うとともに、該当地域を管轄する方面隊長又は分団長に行うものとする（分団長不在の場合には、部長に連絡を行う）。なお、連絡を受けた方面隊長又は分団長は、該当消防団員の動員ができるよう措置しておく。</p>		市の組織体制の変更に伴う修正																																				
第2章 避難行動			第2章 避難行動																																						
118	<p>■ 主な機関の措置</p> <table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr><tr><td rowspan="7">第1節 気象警報等の発表、伝達</td><td>名古屋地方気象台</td><td>1 気象業務法に基づく特別警報・警報の発表・伝達 2 (1) (2) 洪水予報の発表・伝達 5 土砂災害警戒情報の発表・伝達</td></tr><tr><td>中部地方整備局</td><td>2 (1) 洪水予報の発表・伝達 (追記)</td></tr><tr><td>県</td><td>2 (2) 洪水予報の発表・伝達 3 水位情報の周知 4 水防警報の発表・伝達 5 土砂災害警戒情報の発表・伝達 6 土砂災害緊急情報の発表・伝達 7 警報・注意報等の出先機関及び市町村への伝達</td></tr><tr><td>西日本電信電話株式会社</td><td>8 一般通信に優先した警報の関係市町村に対する通知</td></tr><tr><td>日本放送協会名古屋放送局</td><td>9 迅速な警報の放送</td></tr><tr><td>市</td><td>10 必要事項を住民及び所在の官公署へ周知</td></tr><tr><td>その他防災関係機関</td><td>11 法令及び自らの防災計画等により、必要な措置</td></tr></table>		区 分	機関名	主な措置	第1節 気象警報等の発表、伝達	名古屋地方気象台	1 気象業務法に基づく特別警報・警報の発表・伝達 2 (1) (2) 洪水予報の発表・伝達 5 土砂災害警戒情報の発表・伝達	中部地方整備局	2 (1) 洪水予報の発表・伝達 (追記)	県	2 (2) 洪水予報の発表・伝達 3 水位情報の周知 4 水防警報の発表・伝達 5 土砂災害警戒情報の発表・伝達 6 土砂災害緊急情報の発表・伝達 7 警報・注意報等の出先機関及び市町村への伝達	西日本電信電話株式会社	8 一般通信に優先した警報の関係市町村に対する通知	日本放送協会名古屋放送局	9 迅速な警報の放送	市	10 必要事項を住民及び所在の官公署へ周知	その他防災関係機関	11 法令及び自らの防災計画等により、必要な措置	<p>■ 主な機関の措置</p> <table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr><tr><td rowspan="7">第1節 気象警報等の発表、伝達</td><td>名古屋地方気象台</td><td>1 気象業務法に基づく特別警報・警報の発表・伝達 2 (1) (2) 洪水予報の発表・伝達 5 土砂災害警戒情報の発表・伝達</td></tr><tr><td>中部地方整備局</td><td>2 (1) 洪水予報の発表・伝達 2 (3) 予測水位情報の提供</td></tr><tr><td>県</td><td>2 (2) 洪水予報の発表・伝達 3 水位情報の周知 4 水防警報の発表・伝達 5 土砂災害警戒情報の発表・伝達 6 土砂災害緊急情報の発表・伝達 7 警報・注意報等の出先機関及び市町村への伝達</td></tr><tr><td>西日本電信電話株式会社</td><td>8 一般通信に優先した警報の関係市町村に対する通知</td></tr><tr><td>日本放送協会名古屋放送局</td><td>9 迅速な警報の放送</td></tr><tr><td>市</td><td>10 必要事項を住民及び所在の官公署へ周知</td></tr><tr><td>その他防災関係機関</td><td>11 法令及び自らの防災計画等により、必要な措置</td></tr></table>		区 分	機関名	主な措置	第1節 気象警報等の発表、伝達	名古屋地方気象台	1 気象業務法に基づく特別警報・警報の発表・伝達 2 (1) (2) 洪水予報の発表・伝達 5 土砂災害警戒情報の発表・伝達	中部地方整備局	2 (1) 洪水予報の発表・伝達 2 (3) 予測水位情報の提供	県	2 (2) 洪水予報の発表・伝達 3 水位情報の周知 4 水防警報の発表・伝達 5 土砂災害警戒情報の発表・伝達 6 土砂災害緊急情報の発表・伝達 7 警報・注意報等の出先機関及び市町村への伝達	西日本電信電話株式会社	8 一般通信に優先した警報の関係市町村に対する通知	日本放送協会名古屋放送局	9 迅速な警報の放送	市	10 必要事項を住民及び所在の官公署へ周知	その他防災関係機関	11 法令及び自らの防災計画等により、必要な措置	防災基本計画修正を踏まえた修正
区 分	機関名	主な措置																																							
第1節 気象警報等の発表、伝達	名古屋地方気象台	1 気象業務法に基づく特別警報・警報の発表・伝達 2 (1) (2) 洪水予報の発表・伝達 5 土砂災害警戒情報の発表・伝達																																							
	中部地方整備局	2 (1) 洪水予報の発表・伝達 (追記)																																							
	県	2 (2) 洪水予報の発表・伝達 3 水位情報の周知 4 水防警報の発表・伝達 5 土砂災害警戒情報の発表・伝達 6 土砂災害緊急情報の発表・伝達 7 警報・注意報等の出先機関及び市町村への伝達																																							
	西日本電信電話株式会社	8 一般通信に優先した警報の関係市町村に対する通知																																							
	日本放送協会名古屋放送局	9 迅速な警報の放送																																							
	市	10 必要事項を住民及び所在の官公署へ周知																																							
	その他防災関係機関	11 法令及び自らの防災計画等により、必要な措置																																							
区 分	機関名	主な措置																																							
第1節 気象警報等の発表、伝達	名古屋地方気象台	1 気象業務法に基づく特別警報・警報の発表・伝達 2 (1) (2) 洪水予報の発表・伝達 5 土砂災害警戒情報の発表・伝達																																							
	中部地方整備局	2 (1) 洪水予報の発表・伝達 2 (3) 予測水位情報の提供																																							
	県	2 (2) 洪水予報の発表・伝達 3 水位情報の周知 4 水防警報の発表・伝達 5 土砂災害警戒情報の発表・伝達 6 土砂災害緊急情報の発表・伝達 7 警報・注意報等の出先機関及び市町村への伝達																																							
	西日本電信電話株式会社	8 一般通信に優先した警報の関係市町村に対する通知																																							
	日本放送協会名古屋放送局	9 迅速な警報の放送																																							
	市	10 必要事項を住民及び所在の官公署へ周知																																							
	その他防災関係機関	11 法令及び自らの防災計画等により、必要な措置																																							
第1節 気象警報等の発表、伝達			第1節 気象警報等の発表、伝達																																						
<p>(略)</p> <p>2 洪水予報（中部地方整備局、県（建設局）及び名古屋地方気象台等における措置）</p>			<p>(略)</p> <p>2 洪水予報（中部地方整備局、県（建設局）及び名古屋地方気象台等における措置）</p>																																						

豊田市地域防災計画（風水害等災害対策計画） 新旧対照表

119	<p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(追記)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 中部地方整備局は、県が指定した洪水予報河川について、県の求めに応じ、国が指定した洪水予報河川の水位を予測する過程で取得した予測水位情報を県及び名古屋地方気象台に提供するものとする。</p>	表記の整理
122	<p>(略)</p> <p>12 気象警報等の伝達系統</p> <p>(略)</p> <p>図1 気象警報等の伝達系統図</p> <p>※気象庁から西日本電信電話（株）には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。 注）二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路</p>	<p>(略)</p> <p>12 気象警報等の伝達系統</p> <p>(略)</p> <p>図1 気象警報等の伝達系統図</p> <p>※気象庁から西日本電信電話（株）には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。 注）二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路</p>	伝達系統図の更新
第4章 応援協力・派遣要請		第4章 応援協力・派遣要請	
第3節 自衛隊の災害派遣		第3節 自衛隊の災害派遣	
144	<p>1 自衛隊における措置</p> <p>(略)</p> <p>(4) 災害派遣の要請を受けることができる者及び連絡先</p>	<p>1 自衛隊における措置</p> <p>(略)</p> <p>(4) 災害派遣の要請を受けることができる者及び連絡先</p>	自衛隊の部隊改編に伴う修正

豊田市地域防災計画（風水害等災害対策計画） 新旧対照表

	<table><tr><th>連絡先</th><th>電話番号</th></tr><tr><td rowspan="5">陸上自衛隊第10特科連隊</td><td>(加入電話) 0533-86-3151</td></tr><tr><td>課業時間内：内線 238 (第3科)</td></tr><tr><td>課業時間外：内線 302 (当直室)</td></tr><tr><td>(防災行政無線) 8-8240-31 (作戦室)</td></tr><tr><td>32 (当直) 33 (第3科)</td></tr><tr><td>(衛星電話) 9-同上</td></tr></table>	連絡先	電話番号	陸上自衛隊第10特科連隊	(加入電話) 0533-86-3151	課業時間内：内線 238 (第3科)	課業時間外：内線 302 (当直室)	(防災行政無線) 8-8240-31 (作戦室)	32 (当直) 33 (第3科)	(衛星電話) 9-同上	
連絡先	電話番号										
陸上自衛隊第10特科連隊	(加入電話) 0533-86-3151										
	課業時間内：内線 238 (第3科)										
	課業時間外：内線 302 (当直室)										
	(防災行政無線) 8-8240-31 (作戦室)										
	32 (当直) 33 (第3科)										
(衛星電話) 9-同上											
	<table><tr><th>連絡先</th><th>電話番号</th></tr><tr><td rowspan="5">陸上自衛隊 第10師団長</td><td>(加入電話) 052-791-2191</td></tr><tr><td>課業時間内：内線 4237 (第3部防衛班)</td></tr><tr><td>課業時間外：内線 4301 (当直室)</td></tr><tr><td>(防災行政無線) 9007 (中方特2大隊)</td></tr><tr><td>(衛星電話) 9-同上</td></tr></table>	連絡先	電話番号	陸上自衛隊 第10師団長	(加入電話) 052-791-2191	課業時間内：内線 4237 (第3部防衛班)	課業時間外：内線 4301 (当直室)	(防災行政無線) 9007 (中方特2大隊)	(衛星電話) 9-同上		
連絡先	電話番号										
陸上自衛隊 第10師団長	(加入電話) 052-791-2191										
	課業時間内：内線 4237 (第3部防衛班)										
	課業時間外：内線 4301 (当直室)										
	(防災行政無線) 9007 (中方特2大隊)										
	(衛星電話) 9-同上										
第5節 防災活動拠点の確保等		第5節 防災活動拠点の確保等									
148	<p>1 市における措置 (略)</p> <p>(3) 物資の輸送拠点について、県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。(追記)</p>	<p>1 市における措置 (略)</p> <p>(3) 物資の輸送拠点について、県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に新物資システム (B-PLo)を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。また、物資拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。</p>	表記の整理 防災基本計画修正を踏まえた修正								
第5章 救出・救助対策		第5章 救出・救助対策									
第1節 救出・救助活動		第1節 救出・救助活動									
152	<p>(略)</p> <p>4 中部地方整備局及び高速道路会社における措置</p> <p>(1) 緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) による活動支援</p> <p>国土交通省緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) は、警察・消防・自衛隊の部隊の円滑かつ迅速な進出、活動を支援するため、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車 (追記) 等の派遣、土砂災害その他の所管領域に関する部隊活動の安全確保のための助言、被災地へのアクセス確保等を行うものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>4 中部地方整備局及び高速道路会社における措置</p> <p>(1) 緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) による活動支援</p> <p>国土交通省緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) は、警察・消防・自衛隊の部隊の円滑かつ迅速な進出、活動を支援するため、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車、現地へ派遣された隊員等の宿泊等が可能な待機支援車等の派遣、土砂災害その他の所管領域に関する部隊活動の安全確保のための助言、被災地へのアクセス確保等を行うものとする。</p>	防災基本計画修正を踏まえた修正								

豊田市地域防災計画（風水害等災害対策計画） 新旧対照表

第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策		第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策																																																																																											
154	<p>■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th><th>事 前</th><th>被害発生中</th><th>事 後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">県</td><td></td><td>○保健医療調整本部及び保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集</td><td>→</td></tr> <tr> <td></td><td>○DMAT及び医療救護班への派遣</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>○医薬品等の確保</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>○広域医療搬送実施のためのSCUの設置</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>○地域医療搬送実施のためのSCUの設置</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>○県域を越えた協力体制の確立</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>○DPATの派遣及び派遣要請</td><td>→</td></tr> <tr> <td></td><td>○JDATの派遣要請</td><td>→</td></tr> <tr> <td></td><td>○保健活動及び心のケア</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>○防疫組織の編成</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>○防疫活動 →</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>○DHEATの派遣及び派遣要請</td><td>→</td></tr> </tbody> </table>	機関名	事 前	被害発生中	事 後	県		○保健医療調整本部及び保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集	→		○DMAT及び医療救護班への派遣			○医薬品等の確保			○広域医療搬送実施のためのSCUの設置			○地域医療搬送実施のためのSCUの設置			○県域を越えた協力体制の確立			○DPATの派遣及び派遣要請	→		○JDATの派遣要請	→		○保健活動及び心のケア				○防疫組織の編成				○防疫活動 →			○DHEATの派遣及び派遣要請	→	<p>■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th><th>事 前</th><th>被害発生中</th><th>事 後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">県</td><td></td><td>○保健医療調整本部及び保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集</td><td>→</td></tr> <tr> <td></td><td>○DMAT及び医療救護班への派遣</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>○医薬品等の確保</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>○広域医療搬送実施のためのSCUの設置</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>○地域医療搬送実施のためのSCUの設置</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>○県域を越えた協力体制の確立</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>○DPATの派遣及び派遣要請</td><td>→</td></tr> <tr> <td></td><td>○JDATの派遣要請</td><td>→</td></tr> <tr> <td></td><td>○災害支援ナースの派遣調整・要請</td><td>→</td></tr> <tr> <td></td><td>○保健活動及び心のケア</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>○防疫組織の編成</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>○防疫活動 →</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>○DHEATの派遣及び派遣要請</td><td>→</td></tr> </tbody> </table>	機関名	事 前	被害発生中	事 後	県		○保健医療調整本部及び保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集	→		○DMAT及び医療救護班への派遣			○医薬品等の確保			○広域医療搬送実施のためのSCUの設置			○地域医療搬送実施のためのSCUの設置			○県域を越えた協力体制の確立			○DPATの派遣及び派遣要請	→		○JDATの派遣要請	→		○災害支援ナースの派遣調整・要請	→		○保健活動及び心のケア					○防疫組織の編成				○防疫活動 →			○DHEATの派遣及び派遣要請	→	医療法の改正に伴う修正
機関名	事 前	被害発生中	事 後																																																																																										
県		○保健医療調整本部及び保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集	→																																																																																										
		○DMAT及び医療救護班への派遣																																																																																											
		○医薬品等の確保																																																																																											
		○広域医療搬送実施のためのSCUの設置																																																																																											
		○地域医療搬送実施のためのSCUの設置																																																																																											
		○県域を越えた協力体制の確立																																																																																											
		○DPATの派遣及び派遣要請	→																																																																																										
		○JDATの派遣要請	→																																																																																										
		○保健活動及び心のケア																																																																																											
			○防疫組織の編成																																																																																										
			○防疫活動 →																																																																																										
		○DHEATの派遣及び派遣要請	→																																																																																										
機関名	事 前	被害発生中	事 後																																																																																										
県		○保健医療調整本部及び保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集	→																																																																																										
		○DMAT及び医療救護班への派遣																																																																																											
		○医薬品等の確保																																																																																											
		○広域医療搬送実施のためのSCUの設置																																																																																											
		○地域医療搬送実施のためのSCUの設置																																																																																											
		○県域を越えた協力体制の確立																																																																																											
		○DPATの派遣及び派遣要請	→																																																																																										
		○JDATの派遣要請	→																																																																																										
		○災害支援ナースの派遣調整・要請	→																																																																																										
		○保健活動及び心のケア																																																																																											
			○防疫組織の編成																																																																																										
			○防疫活動 →																																																																																										
		○DHEATの派遣及び派遣要請	→																																																																																										
第2節 防疫・保健衛生		第2節 防疫・保健衛生																																																																																											
157	<p>1 市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 防疫活動</p> <p>(略)</p> <p>ウ 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、(追記)被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。</p> <p>(略)</p>	<p>1 市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 防疫活動</p> <p>(略)</p> <p>ウ 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。また、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。</p> <p>(略)</p>	「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」及び防災基本計画修正を踏まえた修正																																																																																										
159	<p>(13) 自宅療養者等の避難確保</p> <p>ア 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(13) 自宅療養者等の避難確保</p> <p>ア (削除) 感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	防災基本計画修正を踏まえた修正																																																																																										

豊田市地域防災計画（風水害等災害対策計画） 新旧対照表

	第7章 交通の確保・緊急輸送対策	第7章 交通の確保・緊急輸送対策	
	第2節 道路施設対策	第2節 道路施設対策	
166	<p>1 中部地方整備局における措置</p> <p>(1)道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ア 道路施設の被災状況及び交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所等においては、速やかに巡視を実施するものとする。 （追記）</p> <p>イ ヘリコプター等の活用により、迅速かつ広域的な被害状況等の把握に努めるものとする。</p> <p>ウ 被害状況等の把握、応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るために必要な災害対策車、照明車等を災害箇所に移動させ、災害状況の把握及び連絡システムの確保に努めるものとする。</p> <p>エ 道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。 （略）</p> <p>(3)緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）による活動支援必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）等を派遣し、（追記）被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施する。</p>	<p>1 中部地方整備局における措置</p> <p>(1)道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ア 道路施設の被災状況及び交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所等においては、速やかに巡視を実施するものとする。 イ 道路管理用カメラ等の活用及び官民のプロープ情報の活用等により早急に被害状況を把握するとともに、経路情報等の収集を行うITSスポットや可搬型路側機等の増強を進め、道路における通行止めや通行状況を適切に把握する。</p> <p>ウ ヘリコプター等の活用により、迅速かつ広域的な被害状況等の把握に努めるものとする。</p> <p>エ 被害状況等の把握、応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るために必要な災害対策車、照明車等を災害箇所に移動させ、災害状況の把握及び連絡システムの確保に努めるものとする。</p> <p>オ 道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。 （略）</p> <p>(3)緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）による活動支援必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）等を派遣し、ヘリ、無人航空機等を活用した被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施する。</p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
	第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	
	第1節 避難所の開設・運営	第1節 避難所の開設・運営	

豊田市地域防災計画（風水害等災害対策計画） 新旧対照表

179	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 避難所の開設・運営</td><td>市</td><td> 1 (1) 指定避難所の開設予定場所 1 (2) 指定避難所開設の広報 1 (3) 要配慮者の保護 1 (4) 指定避難所の管理 1 (5) 他市町村又は県に対する応援要求 2 (1) 避難所運営マニュアルに基づく避難所運営 2 (2) 避難者の把握 2 (3) 避難所が危険になった場合の対応 2 (4) 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮 2 (5) 避難所運営における女性の参画等 2 (6) 避難者への情報提供 2 (7) 要配慮者へ支援 2 (8) 物資の配給等避難者への生活支援 2 (9) 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応 (追記) (追記) 2 (10) 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営 2 (11) ペットの取扱 (追記) 2 (12) 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請 2 (13) 感染症対策 3 広域一時滞在に係る協議等 </td></tr> </tbody> </table>	区 分	機関名	主な措置	第1節 避難所の開設・運営	市	1 (1) 指定避難所の開設予定場所 1 (2) 指定避難所開設の広報 1 (3) 要配慮者の保護 1 (4) 指定避難所の管理 1 (5) 他市町村又は県に対する応援要求 2 (1) 避難所運営マニュアルに基づく避難所運営 2 (2) 避難者の把握 2 (3) 避難所が危険になった場合の対応 2 (4) 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮 2 (5) 避難所運営における女性の参画等 2 (6) 避難者への情報提供 2 (7) 要配慮者へ支援 2 (8) 物資の配給等避難者への生活支援 2 (9) 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応 (追記) (追記) 2 (10) 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営 2 (11) ペットの取扱 (追記) 2 (12) 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請 2 (13) 感染症対策 3 広域一時滞在に係る協議等	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 避難所の開設・運営</td><td>市</td><td> 1 (1) 指定避難所の開設予定場所 1 (2) 指定避難所開設の広報 1 (3) 要配慮者の保護 1 (4) 指定避難所の管理 1 (5) 他市町村又は県に対する応援要求 2 (1) 避難所運営マニュアルに基づく避難所運営 2 (2) 避難者の把握 2 (3) 避難所が危険になった場合の対応 2 (4) 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮 2 (5) 避難所運営における女性の参画等 2 (6) 避難者への情報提供 2 (7) 要配慮者へ支援 2 (8) 物資の配給等避難者への生活支援 2 (9) 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応 2 (10) 在宅避難所等の支援拠点 2 (11) 車中泊避難を行うためのスペース 2 (12) 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営 2 (13) ペットの取扱 2 (14) 避難の長期化に伴う対応 2 (15) 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請 2 (16) 感染症対策 3 広域一時滞在に係る協議等 </td></tr> </tbody> </table>	区 分	機関名	主な措置	第1節 避難所の開設・運営	市	1 (1) 指定避難所の開設予定場所 1 (2) 指定避難所開設の広報 1 (3) 要配慮者の保護 1 (4) 指定避難所の管理 1 (5) 他市町村又は県に対する応援要求 2 (1) 避難所運営マニュアルに基づく避難所運営 2 (2) 避難者の把握 2 (3) 避難所が危険になった場合の対応 2 (4) 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮 2 (5) 避難所運営における女性の参画等 2 (6) 避難者への情報提供 2 (7) 要配慮者へ支援 2 (8) 物資の配給等避難者への生活支援 2 (9) 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応 2 (10) 在宅避難所等の支援拠点 2 (11) 車中泊避難を行うためのスペース 2 (12) 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営 2 (13) ペットの取扱 2 (14) 避難の長期化に伴う対応 2 (15) 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請 2 (16) 感染症対策 3 広域一時滞在に係る協議等
区 分	機関名	主な措置												
第1節 避難所の開設・運営	市	1 (1) 指定避難所の開設予定場所 1 (2) 指定避難所開設の広報 1 (3) 要配慮者の保護 1 (4) 指定避難所の管理 1 (5) 他市町村又は県に対する応援要求 2 (1) 避難所運営マニュアルに基づく避難所運営 2 (2) 避難者の把握 2 (3) 避難所が危険になった場合の対応 2 (4) 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮 2 (5) 避難所運営における女性の参画等 2 (6) 避難者への情報提供 2 (7) 要配慮者へ支援 2 (8) 物資の配給等避難者への生活支援 2 (9) 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応 (追記) (追記) 2 (10) 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営 2 (11) ペットの取扱 (追記) 2 (12) 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請 2 (13) 感染症対策 3 広域一時滞在に係る協議等												
区 分	機関名	主な措置												
第1節 避難所の開設・運営	市	1 (1) 指定避難所の開設予定場所 1 (2) 指定避難所開設の広報 1 (3) 要配慮者の保護 1 (4) 指定避難所の管理 1 (5) 他市町村又は県に対する応援要求 2 (1) 避難所運営マニュアルに基づく避難所運営 2 (2) 避難者の把握 2 (3) 避難所が危険になった場合の対応 2 (4) 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮 2 (5) 避難所運営における女性の参画等 2 (6) 避難者への情報提供 2 (7) 要配慮者へ支援 2 (8) 物資の配給等避難者への生活支援 2 (9) 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応 2 (10) 在宅避難所等の支援拠点 2 (11) 車中泊避難を行うためのスペース 2 (12) 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営 2 (13) ペットの取扱 2 (14) 避難の長期化に伴う対応 2 (15) 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請 2 (16) 感染症対策 3 広域一時滞在に係る協議等												
182	<p>(略)</p> <p>2 避難所の運営</p> <p>(略)</p> <p>(4) 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮 避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。(追記)</p> <p>(略)</p> <p>(8) 物資の配給等避難者への生活支援</p>	<p>(略)</p> <p>2 避難所の運営</p> <p>(略)</p> <p>(4) 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮 避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じること。</p> <p>(略)</p> <p>(8) 物資の配給等避難者への生活支援</p>												

「避難生活

豊田市地域防災計画（風水害等災害対策計画） 新旧対照表

183	<p>給食、給水、その他当面必要とされる物質の配給等、避難者への生活支援にあつては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。</p> <p>（追記）</p> <p>なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「愛知県避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。</p> <p>（9）避難所以外の場所に滞在する被災者への対応</p> <p>避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。</p> <p>（略）</p> <p>（追記）</p> <p>（10）避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営</p> <p>（略）</p> <p>（11）ペットの取扱</p> <p>必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、「同行避難時のペット飼養マニュアル」に基づく飼育場所や</p>	<p>給食、給水、その他当面必要とされる物質の配給等、避難者への生活支援にあつては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。</p> <p>また、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、栄養バランスの取れた適温の食事の提供等質の確保にも配慮すること。</p> <p>なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「愛知県避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。</p> <p>（9）避難所以外の場所に滞在する被災者への対応</p> <p>避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者等が一人ひとりの事情や状況に応じて適切な場所で避難生活を送ることができるよう、内閣府が作成した「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」を踏まえ、避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。</p> <p>（略）</p> <p>（10）在宅避難者等の支援拠点</p> <p>市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</p> <p>（11）車中泊避難を行うためのスペース</p> <p>市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</p> <p>（12）避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営</p> <p>（略）</p> <p>（13）ペットの取扱</p> <p>必要に応じて、ペットの飼養場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、「同行避難時のペット飼養マニュアル」に基づく飼養場所や</p>	<p>における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえた修正</p> <p>「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正及び環境省ガイドラインを</p>
-----	---	---	--

豊田市地域防災計画（風水害等災害対策計画） 新旧対照表

184	<p>飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、（追記）獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p> <p>（追記）</p> <p>（12） 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請 （略） （13） 感染症対策 （略）</p>	<p>飼養ルールを飼い主及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、飼い主等からのペットの一時預かり要望への対応等について、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p> <p>（14） 避難の長期化に伴う対応 避難の長期化等必要に応じて、以下の項目等の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>（ア） プライバシーの確保状況 （イ） 入浴施設設置の有無及び利用頻度 （ウ） 洗濯等の頻度 （エ） 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度 （オ） 暑さ・寒さ対策の必要性 （カ） 食料の確保、配食等の状況 （キ） し尿及びごみの処理状況 （ク） 避難者の健康状態 （ケ） 指定避難所の衛生状態</p> <p>（15） 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請 （略） （16） 感染症対策 （略）</p>	<p>踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
第2節 要配慮者支援対策		第2節 要配慮者支援対策	
185	<p>（略）</p> <p>2 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。ただし、災害派遣福祉チーム （D C A T）（追記） の編成・派遣については、県が実施する。 （略）</p>	<p>（略）</p> <p>2 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、当該市町村（救助実施市を除く。）が実施することとなる。ただし、災害派遣福祉チーム （D W A T） や災害支援ナースの編成・派遣については、県が実施する。 （略）</p>	<p>表記の整理及び防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
第10章 水・食品・生活必需品等の供給		第10章 水・食品・生活必需品等の供給	
187	<p>■ 基本方針 （略） ○ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、（追記）</p>	<p>■ 基本方針 （略） ○ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資料をは</p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>

豊田市地域防災計画（風水害等災害対策計画） 新旧対照表

	夏季には 扇風機等 、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。	じめ、夏季には 冷房器具 、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、 要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。	
	第13章 ライフライン施設等の応急対策	第13章 ライフライン施設等の応急対策	
	第5節 通信施設の応急措置	第5節 通信施設の応急措置	
213	1 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置 西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。 （追記） また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。 （略） 3 市における措置 （略） また、携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態が長時間継続する場合で、県が無料公衆無線 LAN を認証フリーにすべきであると判断した場合には、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」について、通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）に 災害時モード への切替えを指示し、通信事業者は認証フリーでインターネットに接続できるように設定情報を変更する。	1 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置 西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。 加えて、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとし、特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。 また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。 （略） 3 市における措置 （略） また、携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態が長時間継続する場合で、県が無料公衆無線 LAN を認証フリーにすべきであると判断した場合には、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」について、通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）に 災害モード への切替えを指示し、通信事業者は認証フリーでインターネットに接続できるように設定情報を変更する。	防災基本計画修正を踏まえた修正
214			表記の整理
	第7節 ライフライン施設の応急復旧	第7節 ライフライン施設の応急復旧	
215	県、市町村及びライフライン事業者等における措置（追記） （略） (2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開 （追記）	県、市町村及びライフライン事業者等における措置及び海路・空路の活用 （略） (2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開 及び海路・空路の活用	防災基本計画修正を踏まえた修正

豊田市地域防災計画（風水害等災害対策計画） 新旧対照表

216	<p>合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、市道管理者は、ライフライン施設の重要拠点までの道路啓開に対して協力する。その他ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開については、重要拠点までの啓開作業が完了したのちに、可能な限りライフライン事業者と協力して実施する。</p> <p>（追記）</p>	<p>合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、市道管理者は、ライフライン施設の重要拠点までの道路啓開を実施する。その他ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開については、重要拠点までの啓開作業が完了したのちに、可能な限りライフライン事業者と協力して実施する。</p> <p>また、陸路だけでなく、海路・空路の活用に向けて関係機関と調整を図るものとする。</p>	
第 23 章 住宅対策		第 23 章 住宅対策	
254	<p>■ 基本方針</p> <p>（略）</p> <p>○ 災害救助法が適用された場合は、家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理（追記）、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。</p>	<p>■ 基本方針</p> <p>（略）</p> <p>○ 災害救助法が適用された場合は、家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理（ブルーシートの展張等を含む）、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。</p>	防災基本計画修正を踏まえた修正
第 5 節 住宅の応急修理		第 5 節 住宅の応急修理	
258	<p>1 県及び救助実施市における措置</p> <p>（略）</p> <p>（1）応急修理の実施</p> <p>ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理（追記）</p>	<p>1 県及び救助実施市における措置</p> <p>（略）</p> <p>（1）応急修理の実施</p> <p>ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理（ブルーシートの展張等）</p>	防災基本計画修正を踏まえた修正

豊田市地域防災計画（風水害等災害対策計画） 新旧対照表

第4編 災害復旧・復興		第4編 災害復旧・復興	
第2章 公共施設等災害復旧対策		第2章 公共施設等災害復旧対策	
第1節 公共施設災害復旧事業		第1節 公共施設災害復旧事業	
268	<p>1 各施設管理者における措置 各施設管理者は、災害の原因を詳細に調査して適切な復旧計画を策定し、被害の程度や経済的、社会的影響を踏まえて、緊急度の高いものから速やかに復旧事業を実施するものとする。</p> <p>（追記）</p> <p>（略）</p>	<p>1 各施設管理者における措置 各施設管理者は、災害の原因を詳細に調査して適切な復旧計画を策定し、被害の程度や経済的、社会的影響を踏まえて、緊急度の高いものから速やかに復旧事業を実施するものとする。</p> <p>その際、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</p> <p>（略）</p>	防災基本計画修正を踏まえた修正
269	<p>3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 （略） （2）要綱等 ア（略） イ（略） ウ 水道施設の災害復旧費に対し、予算の範囲内で、災害復旧事業費の1/2を国庫補助する。</p>	<p>3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 （略） （2）要綱等 ア（略） イ（略） （削除）</p>	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法改正に伴う修正
第3節 暴力団等への対策		第3節 暴力団等への対策	
271	<p>1 県警察における措置 （1）暴力団等の動向把握 災害発生時には、暴力団等が復旧・復興事業に介入するなどの資金獲得活動を展開することが予想されるため、暴力団等の動向把握を徹底する。</p> <p>（2）暴力団等の取締り、復旧・復興事業からの暴力団排除 暴力団等による（追記）不法行為の（追記）取締りを徹底するとともに、関係行政機関、被災地地方公共団体、業界団体等との連携を強化し、暴力団等による復旧・復興事業への参入・介入（追記）を防止するための取組を推進するなど、暴力団排除活動を徹底する。</p> <p>（3）暴力団排除に関する広報活動等 暴力団等による復旧・復興事業への参入・介入状況等に関する広報を積極的に行うとともに、暴力団員の不当要求行為等に関する情報提供、相談に対して的確な対応を行う。</p>	<p>1 県警察における措置 （1）暴力団等の動向把握 暴力団等が、被災地において復旧・復興事業に介入し資金獲得活動を行うことを防止するため、暴力団等の動向把握を徹底する。</p> <p>（2）暴力団等の取締り、復旧・復興事業からの暴力団排除 暴力団等による被災地における不法行為の徹底した取締りと、関係機関、業界団体等が連携し、暴力団等が被災地における復旧・復興事業に参入・介入することを防止するための取組を推進する（削除）。</p> <p>（削除）</p>	防災基本計画修正を踏まえた修正

豊田市地域防災計画（風水害等災害対策計画） 新旧対照表

273	第3章 災害廃棄物（追記）処理対策	第3章 災害廃棄物等処理対策																															
273	<p>■ 基本方針</p> <p>市は、被災状況に即した災害廃棄物（追記）の処理を迅速に実施する。</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <p>区分</p> <p>災害廃棄物（追記）処理対策（略）</p> <p>災害廃棄物（追記）処理対策（略）</p>	<p>■ 基本方針</p> <p>市は、被災状況に即した災害廃棄物等の処理を迅速に実施する。</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <p>区分</p> <p>災害廃棄物等処理対策（略）</p> <p>災害廃棄物等処理対策（略）</p>	表記の整理																														
	第4章 被災者等の生活再建等の支援	第4章 被災者等の生活再建等の支援																															
278	<p>■ 主な機関の措置</p> <table><tr><td rowspan="7">第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等</td><td>県</td><td>1（1）被災者生活再建支援金の支給 1（2）県税の減免等 1（3）被災者の権利・利益の保全 1（4）義援金の受付、配分 1（5）災害見舞金の支給</td></tr><tr><td>市</td><td>2（1）被災者生活再建支援金の支給申請書の受付 2（2）義援金品の受付、支給 2（3）災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付 2（4）災害見舞金の支給 2（5）災害防止事業資金の融資あっせん等 2（6）豊田市被災者生活再建支援金の支給 2（7）市税及び国民健康保険税等の減免等</td></tr><tr><td>日本赤十字社愛知県支部</td><td>3 義援金等の受付、配分</td></tr><tr><td>市社会福祉協議会</td><td>4 生活福祉資金の貸付</td></tr><tr><td>生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）</td><td>5 被災者生活再建支援金の支給</td></tr><tr><td>報道機関等</td><td>6 義援金品の受付、配分</td></tr><tr><td>（追記）</td><td>（追記）</td></tr></table>	第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等	県	1（1）被災者生活再建支援金の支給 1（2）県税の減免等 1（3）被災者の権利・利益の保全 1（4）義援金の受付、配分 1（5）災害見舞金の支給	市	2（1）被災者生活再建支援金の支給申請書の受付 2（2）義援金品の受付、支給 2（3）災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付 2（4）災害見舞金の支給 2（5）災害防止事業資金の融資あっせん等 2（6）豊田市被災者生活再建支援金の支給 2（7）市税及び国民健康保険税等の減免等	日本赤十字社愛知県支部	3 義援金等の受付、配分	市社会福祉協議会	4 生活福祉資金の貸付	生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）	5 被災者生活再建支援金の支給	報道機関等	6 義援金品の受付、配分	（追記）	（追記）	<p>■ 主な機関の措置</p> <table><tr><td rowspan="7">第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等</td><td>県</td><td>1（1）被災者生活再建支援金の支給 1（2）県税の減免等 1（3）被災者の権利・利益の保全 1（4）義援金の受付、配分 1（5）災害見舞金の支給</td></tr><tr><td>市</td><td>2（1）被災者生活再建支援金の支給申請書の受付 2（2）義援金品の受付、支給 2（3）災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付 2（4）災害見舞金の支給 2（5）災害防止事業資金の融資あっせん等 2（6）豊田市被災者生活再建支援金の支給 2（7）市税及び国民健康保険税等の減免等</td></tr><tr><td>日本赤十字社愛知県支部</td><td>3 義援金等の受付、配分</td></tr><tr><td>市社会福祉協議会</td><td>4 生活福祉資金の貸付</td></tr><tr><td>生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）</td><td>5 被災者生活再建支援金の支給</td></tr><tr><td>報道機関等</td><td>6 義援金品の受付、配分</td></tr><tr><td>中部管区行政評価局</td><td>7 特別行政相談活動の実施</td></tr></table>	第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等	県	1（1）被災者生活再建支援金の支給 1（2）県税の減免等 1（3）被災者の権利・利益の保全 1（4）義援金の受付、配分 1（5）災害見舞金の支給	市	2（1）被災者生活再建支援金の支給申請書の受付 2（2）義援金品の受付、支給 2（3）災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付 2（4）災害見舞金の支給 2（5）災害防止事業資金の融資あっせん等 2（6）豊田市被災者生活再建支援金の支給 2（7）市税及び国民健康保険税等の減免等	日本赤十字社愛知県支部	3 義援金等の受付、配分	市社会福祉協議会	4 生活福祉資金の貸付	生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）	5 被災者生活再建支援金の支給	報道機関等	6 義援金品の受付、配分	中部管区行政評価局	7 特別行政相談活動の実施	防災基本計画修正を踏まえた修正
第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等	県		1（1）被災者生活再建支援金の支給 1（2）県税の減免等 1（3）被災者の権利・利益の保全 1（4）義援金の受付、配分 1（5）災害見舞金の支給																														
	市		2（1）被災者生活再建支援金の支給申請書の受付 2（2）義援金品の受付、支給 2（3）災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付 2（4）災害見舞金の支給 2（5）災害防止事業資金の融資あっせん等 2（6）豊田市被災者生活再建支援金の支給 2（7）市税及び国民健康保険税等の減免等																														
	日本赤十字社愛知県支部		3 義援金等の受付、配分																														
	市社会福祉協議会		4 生活福祉資金の貸付																														
	生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）		5 被災者生活再建支援金の支給																														
	報道機関等		6 義援金品の受付、配分																														
	（追記）	（追記）																															
第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等	県	1（1）被災者生活再建支援金の支給 1（2）県税の減免等 1（3）被災者の権利・利益の保全 1（4）義援金の受付、配分 1（5）災害見舞金の支給																															
	市	2（1）被災者生活再建支援金の支給申請書の受付 2（2）義援金品の受付、支給 2（3）災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付 2（4）災害見舞金の支給 2（5）災害防止事業資金の融資あっせん等 2（6）豊田市被災者生活再建支援金の支給 2（7）市税及び国民健康保険税等の減免等																															
	日本赤十字社愛知県支部	3 義援金等の受付、配分																															
	市社会福祉協議会	4 生活福祉資金の貸付																															
	生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）	5 被災者生活再建支援金の支給																															
	報道機関等	6 義援金品の受付、配分																															
	中部管区行政評価局	7 特別行政相談活動の実施																															
	第1節 罹災証明書の交付等	第1節 罹災証明書の交付等																															
	（略）	（略）																															

豊田市地域防災計画（風水害等災害対策計画） 新旧対照表

279	2 市における措置 (略) また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。	2 市における措置 (略) (削除)	表記の整理
第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等		第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等	
282	(略) 6 報道機関、各種団体等における措置 (略) (追記)	(略) 6 報道機関、各種団体等における措置 (略) 7 中部管区行政評価局における措置 中部管区行政評価局は、被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動を行うものとする。	防災基本計画修正を踏まえた修正

豊田市地域防災計画（地震）

新旧対照表（案）

豊田市地域防災計画（地震災害対策計画） 新旧対照表

頁	現行（令和 6 年度改訂）	修正（令和 7 年度）	備考
	第 1 編 総則	第 1 編 総則	
	第 4 章 基本理念及び重点を置くべき事項	第 4 章 基本理念及び重点を置くべき事項	
	第 1 節 防災の基本理念	第 1 節 防災の基本理念	
12	<p>（略）</p> <p>南海トラフ全域で、30 年以内にマグニチュード 8 以上の地震が起きる確率は <u>70%～</u>80%程度と予測されており、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。</p>	<p>（略）</p> <p>南海トラフ全域で、30 年以内にマグニチュード 8 以上の地震が起きる確率は <u>(削除)</u> 80%程度と予測されており、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。</p>	時点修正
	第 5 章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第 5 章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	
	第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱	第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱	
21	<p>（略）</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p>（略）</p> <p>中部地方整備局</p> <p>（略）</p> <p>（2）初動対応</p> <p>ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。</p> <p>イ 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧 <u>(追記)</u> その他災害応急対策に対する支援を行う。</p>	<p>（略）</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p>（略）</p> <p>中部地方整備局</p> <p>（略）</p> <p>（2）初動対応</p> <p>ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。</p> <p>イ 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、<u>給水支援</u> その他災害応急対策に対する支援を行う。</p>	防災基本計画修正を踏まえた修正

豊田市地域防災計画（地震災害対策計画） 新旧対照表

第2編 災害予防			第2編 災害予防																																									
第1章 防災協働社会の形成推進			第1章 防災協働社会の形成推進																																									
28	■ 主な機関の措置		■ 主な機関の措置		防災基本計画修正を踏まえた修正																																							
	<table><tr><th>区分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr><tr><td>第1節 防災協働社会の形成推進</td><td>市</td><td>1（1）地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1（2）災害被害の軽減に向けた取り組み</td></tr><tr><td>第2節 （追記） 自主防災組織 （追記） ボランティアとの連携</td><td>市</td><td>（追記） 1（1）自主防災組織の推進 1（2）防災ボランティア活動の支援 1（3）連携体制の確保 1（4）防災関係団体のネットワーク化</td></tr><tr><td></td><td>自主防災組織</td><td>2 地域の実情に応じた防災活動の実施</td></tr><tr><td>第3節 企業防災の促進</td><td>企業</td><td>1（1）事業継続計画の策定・運用 1（2）生命の安全確保 1（3）二次災害の防止 1（4）緊急地震速報受信装置等の活用 1（5）地域との共生と貢献</td></tr><tr><td></td><td>市、商工団体等</td><td>2（1）事業継続計画（BCP）の策定促進 2（2）相談体制の整備</td></tr><tr><td></td><td>（追記）</td><td>（追記）</td></tr></table>	区分	機関名	主な措置		第1節 防災協働社会の形成推進	市	1（1）地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1（2）災害被害の軽減に向けた取り組み	第2節 （追記） 自主防災組織 （追記） ボランティアとの連携	市	（追記） 1（1）自主防災組織の推進 1（2）防災ボランティア活動の支援 1（3）連携体制の確保 1（4）防災関係団体のネットワーク化		自主防災組織	2 地域の実情に応じた防災活動の実施	第3節 企業防災の促進	企業	1（1）事業継続計画の策定・運用 1（2）生命の安全確保 1（3）二次災害の防止 1（4）緊急地震速報受信装置等の活用 1（5）地域との共生と貢献		市、商工団体等	2（1）事業継続計画（BCP）の策定促進 2（2）相談体制の整備		（追記）	（追記）	<table><tr><th>区分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr><tr><td>第1節 防災協働社会の形成推進</td><td>市</td><td>1（1）地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1（2）災害被害の軽減に向けた取り組み</td></tr><tr><td>第2節 消防団・自主防災組織の育成強化、ボランティアとの連携</td><td>市</td><td>1（1）消防団の充実強化 1（2）自主防災組織の推進 1（3）防災ボランティア活動の支援 1（4）連携体制の確保 1（5）防災関係団体のネットワーク化</td></tr><tr><td></td><td>自主防災組織</td><td>2 地域の実情に応じた防災活動の実施</td></tr><tr><td>第3節 企業防災の促進</td><td>企業</td><td>1（1）事業継続計画の策定・運用 1（2）生命の安全確保 1（3）二次災害の防止 1（4）緊急地震速報受信装置等の活用 1（5）地域との共生と貢献</td></tr><tr><td></td><td>市、商工団体等</td><td>2（1）事業継続計画（BCP）の策定促進 2（2）相談体制の整備</td></tr><tr><td></td><td>名古屋地方気象台</td><td>3 防災気象情報の活用についての助言や普及啓発</td></tr></table>	区分	機関名	主な措置	第1節 防災協働社会の形成推進	市	1（1）地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1（2）災害被害の軽減に向けた取り組み	第2節 消防団・自主防災組織の育成強化、ボランティアとの連携	市	1（1）消防団の充実強化 1（2）自主防災組織の推進 1（3）防災ボランティア活動の支援 1（4）連携体制の確保 1（5）防災関係団体のネットワーク化		自主防災組織	2 地域の実情に応じた防災活動の実施	第3節 企業防災の促進	企業	1（1）事業継続計画の策定・運用 1（2）生命の安全確保 1（3）二次災害の防止 1（4）緊急地震速報受信装置等の活用 1（5）地域との共生と貢献		市、商工団体等	2（1）事業継続計画（BCP）の策定促進 2（2）相談体制の整備		名古屋地方気象台
区分	機関名	主な措置																																										
第1節 防災協働社会の形成推進	市	1（1）地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1（2）災害被害の軽減に向けた取り組み																																										
第2節 （追記） 自主防災組織 （追記） ボランティアとの連携	市	（追記） 1（1）自主防災組織の推進 1（2）防災ボランティア活動の支援 1（3）連携体制の確保 1（4）防災関係団体のネットワーク化																																										
	自主防災組織	2 地域の実情に応じた防災活動の実施																																										
第3節 企業防災の促進	企業	1（1）事業継続計画の策定・運用 1（2）生命の安全確保 1（3）二次災害の防止 1（4）緊急地震速報受信装置等の活用 1（5）地域との共生と貢献																																										
	市、商工団体等	2（1）事業継続計画（BCP）の策定促進 2（2）相談体制の整備																																										
	（追記）	（追記）																																										
区分	機関名	主な措置																																										
第1節 防災協働社会の形成推進	市	1（1）地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1（2）災害被害の軽減に向けた取り組み																																										
第2節 消防団・自主防災組織の育成強化、ボランティアとの連携	市	1（1）消防団の充実強化 1（2）自主防災組織の推進 1（3）防災ボランティア活動の支援 1（4）連携体制の確保 1（5）防災関係団体のネットワーク化																																										
	自主防災組織	2 地域の実情に応じた防災活動の実施																																										
第3節 企業防災の促進	企業	1（1）事業継続計画の策定・運用 1（2）生命の安全確保 1（3）二次災害の防止 1（4）緊急地震速報受信装置等の活用 1（5）地域との共生と貢献																																										
	市、商工団体等	2（1）事業継続計画（BCP）の策定促進 2（2）相談体制の整備																																										
	名古屋地方気象台	3 防災気象情報の活用についての助言や普及啓発																																										
第2節 （追記） 自主防災組織 （追記） ・ボランティアとの連携			第2節 消防団、自主防災組織の育成強化 ・ボランティアとの連携																																									
30	1 市における措置 （追記） 																																											

豊田市地域防災計画（地震災害対策計画） 新旧対照表

	(略)	(略)																															
	第 3 節 企業防災の促進	第 3 節 企業防災の促進																															
34	2 市及び商工団体等における措置 (略) <u>(追記)</u>	2 市及び商工団体等における措置 (略) <u>3 名古屋地方気象台における措置</u> <u>名古屋地方気象台は、公共機関等に対し、防災体制の整備や事業継続計画の策定等を支援するため、防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を行うものとする。</u>	防災基本計画修正を踏まえた修正																														
	第 2 章 建築物等の安全化	第 2 章 建築物等の安全化																															
	第 3 節 ライフライン関係施設等の整備	第 3 節 ライフライン関係施設等の整備																															
45	(略) 6 通信施設 (1) 電気通信 <u>(追記)</u>	(略) 6 通信施設 (1) 電気通信 <u>電気通信事業者は、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとし、特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。</u>	防災基本計画修正を踏まえた修正																														
	第 5 章 液状化対策・土砂災害等の予防	第 5 章 液状化対策・土砂災害等の予防																															
62	<div>■ 主な機関の措置</div> <table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr><tr><td>第 1 節 土地利用の適正誘導</td><td>市</td><td>適正かつ安全な土地利用への誘導規制</td></tr><tr><td>第 2 節 液状化対策の推進</td><td>市</td><td>(1) 液状化危険度の周知 (2) 建築物における対策工法の普及</td></tr><tr><td>第 3 節 宅地造成 (追記) の規制誘導</td><td>市</td><td>(1) 宅地造成 (追記) 工事規制区域 (追記) (2) 造成宅地防災区域 (3) 宅地危険箇所の防災パトロール (4) 宅地危険箇所の耐震化 (追記)</td></tr><tr><td>第 4 節 土砂災害の防止</td><td>県</td><td>1 県における措置 (1) 土砂災害警戒区域等の指定 (2) 山地災害危険地区の把握 (3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 (4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策 (5) 土砂災害監視システムによる情報提供 (6) 避難指示の発令判断に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進</td></tr></table>	区 分	機関名	主な措置	第 1 節 土地利用の適正誘導	市	適正かつ安全な土地利用への誘導規制	第 2 節 液状化対策の推進	市	(1) 液状化危険度の周知 (2) 建築物における対策工法の普及	第 3 節 宅地造成 (追記) の規制誘導	市	(1) 宅地造成 (追記) 工事規制区域 (追記) (2) 造成宅地防災区域 (3) 宅地危険箇所の防災パトロール (4) 宅地危険箇所の耐震化 (追記)	第 4 節 土砂災害の防止	県	1 県における措置 (1) 土砂災害警戒区域等の指定 (2) 山地災害危険地区の把握 (3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 (4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策 (5) 土砂災害監視システムによる情報提供 (6) 避難指示の発令判断に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進	<div>■ 主な機関の措置</div> <table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr><tr><td>第 1 節 土地利用の適正誘導</td><td>市</td><td>適正かつ安全な土地利用への誘導規制</td></tr><tr><td>第 2 節 液状化対策の推進</td><td>市</td><td>(1) 液状化危険度の周知 (2) 建築物における対策工法の普及</td></tr><tr><td>第 3 節 宅地造成等の規制誘導</td><td>市</td><td>(1) 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等工事規制区域 (2) 造成宅地防災区域 (3) 宅地危険箇所の防災パトロール (4) 宅地危険箇所の耐震化 (5) 既存盛土等調査</td></tr><tr><td>第 4 節 土砂災害の防止</td><td>県</td><td>1 県における措置 (1) 土砂災害警戒区域等の指定 (2) 山地災害危険地区の把握 (3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 (4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策 (5) 土砂災害監視システムによる情報提供 (6) 避難指示の発令判断に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進</td></tr></table>	区 分	機関名	主な措置	第 1 節 土地利用の適正誘導	市	適正かつ安全な土地利用への誘導規制	第 2 節 液状化対策の推進	市	(1) 液状化危険度の周知 (2) 建築物における対策工法の普及	第 3 節 宅地造成等の規制誘導	市	(1) 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等工事規制区域 (2) 造成宅地防災区域 (3) 宅地危険箇所の防災パトロール (4) 宅地危険箇所の耐震化 (5) 既存盛土等調査	第 4 節 土砂災害の防止	県	1 県における措置 (1) 土砂災害警戒区域等の指定 (2) 山地災害危険地区の把握 (3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 (4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策 (5) 土砂災害監視システムによる情報提供 (6) 避難指示の発令判断に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進	令和 7 年 5 月 9 日に区域指定し、盛土規制法による規制を開始したことによる修正
区 分	機関名	主な措置																															
第 1 節 土地利用の適正誘導	市	適正かつ安全な土地利用への誘導規制																															
第 2 節 液状化対策の推進	市	(1) 液状化危険度の周知 (2) 建築物における対策工法の普及																															
第 3 節 宅地造成 (追記) の規制誘導	市	(1) 宅地造成 (追記) 工事規制区域 (追記) (2) 造成宅地防災区域 (3) 宅地危険箇所の防災パトロール (4) 宅地危険箇所の耐震化 (追記)																															
第 4 節 土砂災害の防止	県	1 県における措置 (1) 土砂災害警戒区域等の指定 (2) 山地災害危険地区の把握 (3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 (4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策 (5) 土砂災害監視システムによる情報提供 (6) 避難指示の発令判断に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進																															
区 分	機関名	主な措置																															
第 1 節 土地利用の適正誘導	市	適正かつ安全な土地利用への誘導規制																															
第 2 節 液状化対策の推進	市	(1) 液状化危険度の周知 (2) 建築物における対策工法の普及																															
第 3 節 宅地造成等の規制誘導	市	(1) 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等工事規制区域 (2) 造成宅地防災区域 (3) 宅地危険箇所の防災パトロール (4) 宅地危険箇所の耐震化 (5) 既存盛土等調査																															
第 4 節 土砂災害の防止	県	1 県における措置 (1) 土砂災害警戒区域等の指定 (2) 山地災害危険地区の把握 (3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 (4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策 (5) 土砂災害監視システムによる情報提供 (6) 避難指示の発令判断に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進																															

豊田市地域防災計画（地震災害対策計画） 新旧対照表

	第3節 宅地造成 <u>（追記）</u> の規制誘導	第3節 宅地造成 <u>等</u> の規制誘導	
63	市における措置 (1) 宅地造成等工事規制区域 市は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積(以下「宅地造成等」という。)に伴い災害が生ずるおそれ大きい市街地又は市街地になろうとする土地の区域又は集落の区域(宅地造成等工事規制区域)を指定し、宅地造成等に関する工事等について、災害防止のため必要な規制を行う。	市における措置 (1) <u>宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等工事規制区域</u> <u>市は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴い災害が生ずるおそれが大きい市街地若しくは市街地となろうとする土地の区域又は集落の区域を「宅地造成等工事規制区域」に指定し、その他の土地の区域で特定盛土等又は土石の堆積が行われた場合には、これに伴う災害により居住者等の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域を「特定盛土等規制区域」に指定する。</u> <u>市は宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内の工事等について、災害防止のため必要な規制を行う。</u> (2) 造成宅地防災区域 (略) (3) 宅地危険箇所の防災パトロール (略) (4) 宅地危険箇所の耐震化 (略)	令和7年5月9日に区域指定し、盛土規制法による規制を開始したことによる修正
64	(追記) ◆ 附属資料第1－16「宅地造成工事規制区域」	(5) <u>既存盛土等調査</u> <u>市は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、既存盛土等に危険が確認された場合については、法令に基づき監督処分や改善命令等の必要な措置を行う。</u> ◆ 附属資料第1－16「宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域」	
	第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	
	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備 1 市及び防災関係機関における措置 (略) (13) 防災情報システムの整備 地図情報システムに、建物の位置、形状、また必要な物については当該建物の規模、構造、性能、数量又は建設年数、その他属性に関する情報を入力し、広域応援受入れ時の効果的な運用展開、道路等被害情報の管理、消火活動等の支援活動、被災者の救出救助及び安否確認、倒壊家屋等の被	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備 (略) 2 県（防災安全局）における措置 (略) (13) 防災情報システムの整備 地図情報システムに、建物の位置、形状、また必要な物については当該建物の規模、構造、性能、数量又は建設年数、その他属性に関する情報を入力し、広域応援受入れ時の効果的な運用展開、道路等被害情報の管理、消火活動等の支援活動、被災者の救出救助及び安否確認、倒壊家屋等の被	

豊田市地域防災計画（地震災害対策計画） 新旧対照表

73	<p>害調査活動、仮設住宅建設候補地の検索など災害対策活動に必要な防災関連情報の整備に努めるものとする。</p> <p>また、県防災行政無線を活用する防災情報システムにより、県、県内市町村及び防災関係機関との間でリアルタイムの情報の共有化を図る</p> <p><u>（追記）</u></p> <p>（略）</p> <p>（14）情報の収集・連絡体制の整備等</p> <p>（略）</p> <p>イ 通信施設の非常用発電機</p> <p>（略）</p> <p><u>（追記）</u></p>	<p>害調査活動、仮設住宅建設候補地の検索など災害対策活動に必要な防災関連情報の整備に努めるものとする。</p> <p>また、県防災行政無線を活用する防災情報システムにより、県、県内市町村及び防災関係機関との間でリアルタイムの情報の共有化を図る。なお、本システムと総合防災情報システム（SOBO-WEB）間でデータ連携を行うこととする。</p> <p>（略）</p> <p>（14）情報の収集・連絡体制の整備等</p> <p>（略）</p> <p>イ 通信施設の非常用発電機</p> <p>（略）</p> <p><u>ウ 衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用</u></p> <p><u>市は、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。</u></p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
74	<p>（略）</p> <p>（15）救助・救急に係る施設・設備等</p> <p>人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備改善並びに点検する。</p> <p><u>（追記）</u></p>	<p>（略）</p> <p>（15）救助・救急等に係る施設・設備等</p> <p>人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備改善並びに点検する。</p> <p><u>その際、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。</u></p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
75	<p>（略）</p> <p>（16）物資等の備蓄、調達供給体制の確保</p> <p>（1）市町村及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。</p> <p><u>（追記）</u></p>	<p>（略）</p> <p>（16）物資等の備蓄、調達供給体制の確保</p> <p>ア 市町村及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、<u>新物資システム（B-PLo）</u>を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。</p> <p><u>特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>

豊田市地域防災計画（地震災害対策計画） 新旧対照表

77	<p>なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。</p> <p>また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。</p> <p>(22) 消防施設・設備の整備促進</p> <p><u>(追記)</u> 消防ポンプ自動車、救助・救急用資機材等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防用水利、火災報知器、その他の消防施設、設備の整備、改善及び管理を実施することにより、有事の際の即応体制の確立を期する。特に、危険物施設、高層建築物、林野火災等における特殊火災に対処するため、救助工作車、大型水槽車、消火薬剤等の増強及び消防機械の整備を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。</p> <p>また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(22) 消防施設・設備の整備促進</p> <p><u>多様な災害に対応できるよう</u>、消防ポンプ自動車、救助・救急用資機材等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防用水利、火災報知器、その他の消防施設、設備の整備、改善及び管理を実施することにより、有事の際の即応体制の確立を期する。特に、危険物施設、高層建築物、林野火災等における特殊火災に対処するため、救助工作車、大型水槽車、消火薬剤等の増強及び消防機械の整備を図る。</p> <p>(略)</p>	防災基本計画修正を踏まえた修正																								
第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策		第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策																									
84	<p>■ 主な機関の措置</p> <table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr><tr><td>第1節 避難所の指定・整備等</td><td>市町村</td><td>(1) 避難所等の整備 (2) 指定避難所の指定 <u>(追記)</u> (3) 避難所が備えるべき設備の整備 (4) 避難所の破損等への備え (5) 避難所の運営体制の整備 <u>(追記)</u> <u>(追記)</u></td></tr><tr><td>第2節 要配慮者支援対策</td><td>県、市町村、社会福祉施設等管理者</td><td>(1) 社会福祉施設等における対策 (2) 在宅の要配慮者対策 (3) 避難行動要支援者対策 (4) 外国人等に対する対策 (5) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策</td></tr><tr><td>第3節 帰宅困難者対策</td><td>県、市町村</td><td>帰宅困難者対策</td></tr></table>	区 分	機関名	主な措置	第1節 避難所の指定・整備等	市町村	(1) 避難所等の整備 (2) 指定避難所の指定 <u>(追記)</u> (3) 避難所が備えるべき設備の整備 (4) 避難所の破損等への備え (5) 避難所の運営体制の整備 <u>(追記)</u> <u>(追記)</u>	第2節 要配慮者支援対策	県、市町村、社会福祉施設等管理者	(1) 社会福祉施設等における対策 (2) 在宅の要配慮者対策 (3) 避難行動要支援者対策 (4) 外国人等に対する対策 (5) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策	第3節 帰宅困難者対策	県、市町村	帰宅困難者対策	<p>■ 主な機関の措置</p> <table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr><tr><td>第1節 避難所の指定・整備等</td><td>市町村</td><td>(1) 避難所等の整備 (2) 指定避難所の指定 <u>(3) 指定福祉避難所の指定</u> (4) 避難所が備えるべき設備の整備 (5) 避難所の破損等への備え (6) 避難所の運営体制の整備 <u>(7) 避難者等の情報把握</u> <u>(8) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援</u></td></tr><tr><td>第2節 要配慮者支援対策</td><td>県、市町村、社会福祉施設等管理者</td><td>(1) 社会福祉施設等における対策 (2) 在宅の要配慮者対策 (3) 避難行動要支援者対策 (4) 外国人等に対する対策 (5) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策</td></tr><tr><td>第3節 帰宅困難者対策</td><td>県、市町村</td><td>帰宅困難者対策</td></tr></table>	区 分	機関名	主な措置	第1節 避難所の指定・整備等	市町村	(1) 避難所等の整備 (2) 指定避難所の指定 <u>(3) 指定福祉避難所の指定</u> (4) 避難所が備えるべき設備の整備 (5) 避難所の破損等への備え (6) 避難所の運営体制の整備 <u>(7) 避難者等の情報把握</u> <u>(8) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援</u>	第2節 要配慮者支援対策	県、市町村、社会福祉施設等管理者	(1) 社会福祉施設等における対策 (2) 在宅の要配慮者対策 (3) 避難行動要支援者対策 (4) 外国人等に対する対策 (5) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策	第3節 帰宅困難者対策	県、市町村	帰宅困難者対策	防災基本計画修正を踏まえた修正
区 分	機関名	主な措置																									
第1節 避難所の指定・整備等	市町村	(1) 避難所等の整備 (2) 指定避難所の指定 <u>(追記)</u> (3) 避難所が備えるべき設備の整備 (4) 避難所の破損等への備え (5) 避難所の運営体制の整備 <u>(追記)</u> <u>(追記)</u>																									
第2節 要配慮者支援対策	県、市町村、社会福祉施設等管理者	(1) 社会福祉施設等における対策 (2) 在宅の要配慮者対策 (3) 避難行動要支援者対策 (4) 外国人等に対する対策 (5) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策																									
第3節 帰宅困難者対策	県、市町村	帰宅困難者対策																									
区 分	機関名	主な措置																									
第1節 避難所の指定・整備等	市町村	(1) 避難所等の整備 (2) 指定避難所の指定 <u>(3) 指定福祉避難所の指定</u> (4) 避難所が備えるべき設備の整備 (5) 避難所の破損等への備え (6) 避難所の運営体制の整備 <u>(7) 避難者等の情報把握</u> <u>(8) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援</u>																									
第2節 要配慮者支援対策	県、市町村、社会福祉施設等管理者	(1) 社会福祉施設等における対策 (2) 在宅の要配慮者対策 (3) 避難行動要支援者対策 (4) 外国人等に対する対策 (5) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策																									
第3節 帰宅困難者対策	県、市町村	帰宅困難者対策																									
第1節 避難所の指定・整備等		第1節 避難所の指定・整備等																									
市における措置		市における措置																									

豊田市地域防災計画（地震災害対策計画） 新旧対照表

85	<p>(略)</p> <p>(2) 指定避難所の指定</p> <p>(略)</p> <p>ウ <u>避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">＜一人当たりの必要占有面積＞</p> <table><tr><td>1 m²/人</td><td>発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積</td></tr><tr><td>2 m²/人</td><td>緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積</td></tr><tr><td>3 m²/人</td><td>避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積</td></tr></table> <p>※介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。 また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。</p> <p style="text-align: center;">＜<u>新型コロナウイルス</u>感染症対応時の必要占有面積＞</p> <p>一家族が、目安で 3m×3m の 1 区画を使用し、各区画（一家族）の距離は 1～2m 以上空ける（※人数に応じて区画の広さは調整する。）。 エ 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、<u>（追記）</u> 備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>（(3)ウより転記）</u></p>	1 m ² /人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積	2 m ² /人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積	3 m ² /人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積	<p>(略)</p> <p>(2) 指定避難所の指定</p> <p>(略)</p> <p>ウ <u>内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、避難者の居住スペースを確保するものとする。</u></p>	<p>「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえた修正</p>
	1 m ² /人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積							
2 m ² /人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積								
3 m ² /人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積								
85	<p>(3) <u>（追記）福祉避難所の整備</u></p> <p>ア 市は、<u>指定避難所内の一般避難スペース</u>では生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、<u>（追記）</u> 福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。(略)</p> <p>イ 市は、<u>（追記）</u> 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在さ</p>	<p>エ 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、<u>避難所内の空間配置図やレイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、</u>備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>キ <u>指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。</u></p> <p>(3) <u>指定福祉避難所の指定</u></p> <p>ア 市は、<u>指定一般避難所内</u>では生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、<u>指定</u>福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。(略)</p> <p>イ 市は、<u>指定</u>福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させる</p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>表記の整理</p> <p>災害対策基本法施行規則を踏まえた修正</p>						

豊田市地域防災計画（地震災害対策計画） 新旧対照表

<p>せるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。 (略)</p> <p><u>ウ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>エ</u> 市は、<u>(追記)</u> 福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ<u>(追記)</u> 福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</p> <p><u>オ</u> 市は、前述の公示を活用しつつ、<u>(追記)</u> 福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に<u>(追記)</u> 福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</p> <p>(4) 避難所が備えるべき設備の整備</p> <p>避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p> <p>なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。</p> <p>また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。</p> <p>ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、<u>(追記)</u> ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等</p> <p>(略)</p> <p>(6) 避難所の運営体制の整備</p> <p>(略)</p>	<p>ために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。 (略)</p> <p><u>((2) キ へ移行)</u></p> <p><u>ウ</u> 市は、<u>指定</u>福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ<u>指定</u>福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</p> <p><u>エ</u> 市は、前述の公示を活用しつつ、<u>指定</u>福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に<u>指定</u>福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</p> <p>(4) 避難所が備えるべき設備の整備</p> <p>避難所には、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、<u>給水タンク、貯水槽、防災井戸、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション炊き出し設備、入浴設備</u>等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p> <p>なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。</p> <p>また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。</p> <p>ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、<u>衛星通信を活用したインターネット機器</u>、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等</p> <p>(略)</p> <p>(6) 避難所の運営体制の整備</p> <p>(略)</p>	<p>表記の整理</p> <p>災害対策基本法施行規則を踏まえた修正</p> <p>「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」及び防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
---	---	--

豊田市地域防災計画（地震災害対策計画） 新旧対照表

87	<p>エ 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討<u>する。</u> (略)</p> <p>カ <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策について、<u>感染者患者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、</u>平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</p> <p>キ <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。 <u>(追記)</u></p>	<p>エ 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討<u>し、受入体制を住民へ周知徹底する。</u> (略)</p> <p>カ <u>(削除)</u>感染症対策について、<u>(削除)</u>平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</p> <p>キ <u>(削除)</u>感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。 <u>(7) 避難者等の情報把握</u> <u>市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じ、実施している避難者等の状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</u> <u>(8) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援</u> <u>ア 市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u> <u>イ 市は、車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</u></p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
88			
第2節 要配慮者支援対策		第2節 要配慮者支援対策	
92	<p>市及び社会福祉施設等管理者における措置 (略) (5) 災害ケースマネジメント 県及び市は、被災<u>地</u>支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継</p>	<p>市及び社会福祉施設等管理者における措置 (略) (5) 災害ケースマネジメント 県及び市は、被災<u>者</u>支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継</p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>

豊田市地域防災計画（地震災害対策計画） 新旧対照表

	継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。	継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。	
	第9章 火災予防・危険性物質の防災対策	第9章 火災予防・危険性物質の防災対策	
	第2節 消防力の整備強化	第2節 消防力の整備強化	
94	1 市における措置 （略） （1）消防力の整備強化 市内には常備消防として消防本部のほか、消防署、分署及び出張所が設置され、また、非常備消防として消防団が方面隊、分団、部に分けて設置されている。各種の災害に迅速かつ的確に対応するため、「消防力の整備指針」に適合する消防組織の拡充強化及び消防団の活性化を推進し、団員の確保に努めるとともに、 <u>広域消防体制の整備を図るものとする。</u>	1 市における措置 （略） （1）消防力の整備強化 市内には常備消防として消防本部のほか、消防署、分署及び出張所が設置され、また、非常備消防として消防団が方面隊、分団、部に分けて設置されている。各種の災害に迅速かつ的確に対応するため、「消防力の整備指針」に適合する消防組織の拡充強化及び消防団の活性化を推進し、団員の確保に努めるとともに、 <u>市町村の消防の広域化を推進するなど、消防の対応力の強化を図るよう努める。また、消防の応援について近隣市町村及び県内全市町村による協定に基づく消防相互応援体制の整備に努めるものとする。</u>	防災基本計画修正を踏まえた修正
	第10章 広域応援・受援体制の整備	第10章 広域応援・受援体制の整備	
	第1節 広域応援・受援体制の整備	第1節 広域応援・受援体制の整備	
99	市における措置 （略） （3）受援体制の整備 市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うため <u>の</u> 受援体制の整備に努めるものとする。 <u>特に、</u> 庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、 <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u> 感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。	市における措置 （略） （3）受援体制の整備 市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うため、 <u>以下のような</u> 受援体制の整備に努めるものとする。 <u>ア 受援担当者の選定、執務スペース等の確保</u> <u>（削除）</u> 庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、 <u>（削除）</u> 感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。	防災基本計画修正を踏まえた修正
100	<u>また、</u> 市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。	<u>イ 宿泊場所等の確保</u> <u>応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u> <u>ウ 訓練等の実施</u> <u>（削除）</u> 市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の	

豊田市地域防災計画（地震災害対策計画） 新旧対照表

		促進に努めるものとする。	
	第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備	第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備	
101	市における措置 (1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討 (略) また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、県及び市町村は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。 <u>(追記)</u>	市における措置 (1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討 (略) また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、県及び市町村は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。 <u>さらに、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。</u>	防災基本計画修正を踏まえた修正
	第4節 防災活動拠点の確保等	第4節 防災活動拠点の確保等	
102	市における措置 (1) 防災活動拠点の確保等 (略) なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとし、 <u>災害時において緊急輸送手段としてヘリコプター等の航空機の活用が有効と考えられる場合には、当該航空機の派遣要請を行う。</u>	市における措置 (1) 防災活動拠点の確保等 (略) なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。	表記の整理
	第11章 防災訓練及び防災意識の向上	第11章 防災訓練及び防災意識の向上	
103	■ 基本方針 (略) ○ 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める <u>(追記)</u> 。また、防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。	■ 基本方針 (略) ○ 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める <u>ことに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。</u> また、防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。	防災基本計画修正を踏まえた修正
	第2節 防災のための意識啓発・広報	第2節 防災のための意識啓発・広報	
	市及び名古屋地方気象台等における措置	市及び名古屋地方気象台等における措置	

豊田市地域防災計画（地震災害対策計画） 新旧対照表

108	<p>(略)</p> <p>(7) 過去の災害教訓の伝承</p> <p>市は、市民、自治区及び自主防災組織が、過去の災害に関する教訓及び先人からの災害に関する伝承を後世へ引き継ぐよう、その重要性について啓発を行う。</p> <p>また、市は教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。</p> <p>さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の（追記）持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>(7) 過去の災害教訓の伝承</p> <p>市は、市民、自治区及び自主防災組織が、過去の災害に関する教訓及び先人からの災害に関する伝承を後世へ引き継ぐよう、その重要性について啓発を行う。</p> <p>また、市は教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。</p> <p>さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
-----	--	---	------------------------

豊田市地域防災計画（地震災害対策計画） 新旧対照表

第3編 災害応急対策		第3編 災害応急対策																					
第1節 災害対策本部の設置・運営		第1節 災害対策本部の設置・運営																					
第1節 災害対策本部の設置・運営		第1節 災害対策本部の設置・運営																					
116	(3) 非常配備体制 (略) ウ 各職員等に対する連絡 各職員に対する連絡は、災害対策本部各対策部の班長等から行うこととする。なお、消防団に対する連絡は、災害対策本部消防対策部（現地災害対策本部）から消防団長、副団長に行うとともに、該当地域を管轄する方面隊長又は分団長に行うものとする（分団長不在の場合には、部長に連絡を行う）。	(3) 非常配備体制 (略) ウ 各職員等に対する連絡 各職員に対する連絡は、災害対策本部各対策部の班長等から行うこととする。なお、消防団に対する連絡は、災害対策本部事務局（現地災害対策本部）から消防団長、副団長に行うとともに、該当地域を管轄する方面隊長又は分団長に行うものとする（分団長不在の場合には、部長に連絡を行う）。	市の組織体制の変更に伴う修正																				
第4章 応援協力・派遣要請		第4章 応援協力・派遣要請																					
第3節 自衛隊の災害派遣		第3節 自衛隊の災害派遣																					
140	1 自衛隊における措置 (略) (4) 災害派遣の要請を受けることができる者及び連絡先 <table><tr><th>連絡先</th><th>電話番号</th></tr><tr><td rowspan="5">陸上自衛隊第10特科連隊</td><td>(加入電話) 0533-86-3151</td></tr><tr><td>課業時間内：内線 238 (第3科)</td></tr><tr><td>課業時間外：内線 302 (当直室)</td></tr><tr><td>(防災行政無線) 8-8240-31 (作戦室)</td></tr><tr><td>32 (当直)</td></tr><tr><td></td><td>33 (第3科)</td></tr><tr><td></td><td>(衛星電話) 9-同上</td></tr></table>	連絡先	電話番号	陸上自衛隊第10特科連隊	(加入電話) 0533-86-3151	課業時間内：内線 238 (第3科)	課業時間外：内線 302 (当直室)	(防災行政無線) 8-8240-31 (作戦室)	32 (当直)		33 (第3科)		(衛星電話) 9-同上	1 自衛隊における措置 (略) (4) 災害派遣の要請を受けることができる者及び連絡先 <table><tr><th>連絡先</th><th>電話番号</th></tr><tr><td rowspan="5">陸上自衛隊 第10師団長</td><td>(加入電話) 052-791-2191</td></tr><tr><td>課業時間内：内線 4237 (第3部防衛班)</td></tr><tr><td>課業時間外：内線 4301 (当直室)</td></tr><tr><td>(防災行政無線) 9007 (中方特2大隊)</td></tr><tr><td>(衛星電話) 9-同上</td></tr></table>	連絡先	電話番号	陸上自衛隊 第10師団長	(加入電話) 052-791-2191	課業時間内：内線 4237 (第3部防衛班)	課業時間外：内線 4301 (当直室)	(防災行政無線) 9007 (中方特2大隊)	(衛星電話) 9-同上	自衛隊の部隊改編に伴う修正
連絡先	電話番号																						
陸上自衛隊第10特科連隊	(加入電話) 0533-86-3151																						
	課業時間内：内線 238 (第3科)																						
	課業時間外：内線 302 (当直室)																						
	(防災行政無線) 8-8240-31 (作戦室)																						
	32 (当直)																						
	33 (第3科)																						
	(衛星電話) 9-同上																						
連絡先	電話番号																						
陸上自衛隊 第10師団長	(加入電話) 052-791-2191																						
	課業時間内：内線 4237 (第3部防衛班)																						
	課業時間外：内線 4301 (当直室)																						
	(防災行政無線) 9007 (中方特2大隊)																						
	(衛星電話) 9-同上																						
第5節 防災活動拠点の確保等		第5節 防災活動拠点の確保等																					
144	(略) 1 市における措置 (略) (3) 物資の輸送拠点について、県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。 <u>(追記)</u>	(略) 1 市における措置 (略) (3) 物資の輸送拠点について、県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に新物資システム (B-PLo) を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。 <u>また、物資拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。</u>	表記の整理 防災基本計画修正を踏まえた修正																				

豊田市地域防災計画（地震災害対策計画） 新旧対照表

	第5章 救出・救助対策	第5章 救出・救助対策																																																																																																																																
	第1節 救出・救助活動	第1節 救出・救助活動																																																																																																																																
150	<p>(略)</p> <p>4 中部地方整備局及び高速道路会社における措置</p> <p>(1) 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)による活動支援</p> <p>国土交通省緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)は、警察・消防・自衛隊の部隊の円滑かつ迅速な進出、活動を支援するため、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車 (追記) 等の派遣、土砂災害その他の所管領域に関する部隊活動の安全確保のための助言、被災地へのアクセス確保等を行うものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>4 中部地方整備局及び高速道路会社における措置</p> <p>(1) 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)による活動支援</p> <p>国土交通省緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)は、警察・消防・自衛隊の部隊の円滑かつ迅速な進出、活動を支援するため、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車、<u>現地へ派遣された隊員等の宿泊等が可能な待機支援車</u>等の派遣、土砂災害その他の所管領域に関する部隊活動の安全確保のための助言、被災地へのアクセス確保等を行うものとする。</p>	防災基本計画修正を踏まえた修正																																																																																																																															
	第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策	第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策																																																																																																																																
159	<p>■ 主な機関の応急活動</p> <table><tr><th>機関名</th><th>発災</th><th>3日</th><th>1週間</th><th>復旧対応期</th></tr><tr><td rowspan="10">県</td><td>○保健医療調整本部及び保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集</td><td colspan="4">→</td></tr><tr><td>○DMAT及び医療救護班への派遣要請</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>○医薬品等の確保</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>○広域医療搬送実施のためのSCUの設置</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>○地域医療搬送実施のためのSCUの設置</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>○県域を越えた協力体制の確立</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>○DPATの派遣及び派遣要請</td><td colspan="4">→</td></tr><tr><td>○JDATの派遣要請</td><td colspan="4">→</td></tr><tr><td><u>(追記)</u></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>○保健活動及び心のケア</td><td colspan="4">→</td></tr><tr><td>○防疫組織の編成</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>○防疫活動</td><td colspan="4">→</td></tr><tr><td>○DHEATの派遣及び派遣要請</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	県	○保健医療調整本部及び保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集	→				○DMAT及び医療救護班への派遣要請				○医薬品等の確保				○広域医療搬送実施のためのSCUの設置				○地域医療搬送実施のためのSCUの設置				○県域を越えた協力体制の確立				○DPATの派遣及び派遣要請	→				○JDATの派遣要請	→				<u>(追記)</u>				○保健活動及び心のケア	→				○防疫組織の編成				○防疫活動	→				○DHEATの派遣及び派遣要請				<p>■ 主な機関の応急活動</p> <table><tr><th>機関名</th><th>発災</th><th>3日</th><th>1週間</th><th>復旧対応期</th></tr><tr><td rowspan="12">県</td><td>○保健医療調整本部及び保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集</td><td colspan="4">→</td></tr><tr><td>○DMAT及び医療救護班への派遣要請</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>○医薬品等の確保</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>○広域医療搬送実施のためのSCUの設置</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>○地域医療搬送実施のためのSCUの設置</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>○県域を越えた協力体制の確立</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>○DPATの派遣及び派遣要請</td><td colspan="4">→</td></tr><tr><td>○JDATの派遣要請</td><td colspan="4">→</td></tr><tr><td><u>○災害支援ナースの派遣調整・要請</u></td><td colspan="4">→</td></tr><tr><td>○保健活動及び心のケア</td><td colspan="4">→</td></tr><tr><td>○防疫組織の編成</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>○防疫活動</td><td colspan="4">→</td></tr><tr><td>○DHEATの派遣及び派遣要請</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	県	○保健医療調整本部及び保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集	→				○DMAT及び医療救護班への派遣要請				○医薬品等の確保				○広域医療搬送実施のためのSCUの設置				○地域医療搬送実施のためのSCUの設置				○県域を越えた協力体制の確立				○DPATの派遣及び派遣要請	→				○JDATの派遣要請	→				<u>○災害支援ナースの派遣調整・要請</u>	→				○保健活動及び心のケア	→				○防疫組織の編成				○防疫活動	→				○DHEATの派遣及び派遣要請				医療法の改正に伴う修正
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																																																																																																																														
県	○保健医療調整本部及び保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集	→																																																																																																																																
	○DMAT及び医療救護班への派遣要請																																																																																																																																	
	○医薬品等の確保																																																																																																																																	
	○広域医療搬送実施のためのSCUの設置																																																																																																																																	
	○地域医療搬送実施のためのSCUの設置																																																																																																																																	
	○県域を越えた協力体制の確立																																																																																																																																	
	○DPATの派遣及び派遣要請	→																																																																																																																																
	○JDATの派遣要請	→																																																																																																																																
	<u>(追記)</u>																																																																																																																																	
	○保健活動及び心のケア	→																																																																																																																																
○防疫組織の編成																																																																																																																																		
○防疫活動	→																																																																																																																																	
○DHEATの派遣及び派遣要請																																																																																																																																		
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																																																																																																																														
県	○保健医療調整本部及び保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集	→																																																																																																																																
	○DMAT及び医療救護班への派遣要請																																																																																																																																	
	○医薬品等の確保																																																																																																																																	
	○広域医療搬送実施のためのSCUの設置																																																																																																																																	
	○地域医療搬送実施のためのSCUの設置																																																																																																																																	
	○県域を越えた協力体制の確立																																																																																																																																	
	○DPATの派遣及び派遣要請	→																																																																																																																																
	○JDATの派遣要請	→																																																																																																																																
	<u>○災害支援ナースの派遣調整・要請</u>	→																																																																																																																																
	○保健活動及び心のケア	→																																																																																																																																
	○防疫組織の編成																																																																																																																																	
	○防疫活動	→																																																																																																																																
○DHEATの派遣及び派遣要請																																																																																																																																		
	第2節 防疫・保健衛生	第2節 防疫・保健衛生																																																																																																																																
162	<p>(略)</p> <p>3 市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 防疫活動</p> <p>(略)</p> <p>ウ 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、(追記) 被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。</p>	<p>(略)</p> <p>3 市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 防疫活動</p> <p>(略)</p> <p>ウ 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、<u>内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮</u></p>	「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組																																																																																																																															

豊田市地域防災計画（地震災害対策計画） 新旧対照表

164	<p>(略)</p> <p>(13) 自宅療養者等の避難確保</p> <p>ア <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。</p> <p>イ 市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p><u>するよう努めるものとする。また、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるよう努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>(13) 自宅療養者等の避難確保</p> <p>ア <u>(削除)</u> 感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。</p> <p>イ 市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>指針」及び防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
第8章 交通の確保・緊急輸送対策		第8章 交通の確保・緊急輸送対策	
第2節 道路施設対策		第2節 道路施設対策	
171	<p>1 中部地方整備局における措置</p> <p>(略)</p> <p>(1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有</p> <p>(略)</p> <p><u>(追記)</u></p> <p><u>イ</u> ヘリコプター等の活用により、迅速かつ広域的な被害状況等の把握に努めるものとする。</p> <p><u>ウ</u> 被害状況等の把握、応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るために必要な災害対策車、照明車等を災害箇所へ移動させ、被害状況の把握及び連絡系統の確保に努めるものとする。</p>	<p>1 中部地方整備局における措置</p> <p>(略)</p> <p>(1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有</p> <p>(略)</p> <p><u>イ 道路管理用カメラ等の活用及び官民のプロープ情報の活用等により早急に被害状況を把握とともに、経路情報等の収集を行う I T S スポットや可搬型路側機等の増強を進め、道路における通行止めや通行状況を適切に把握する。</u></p> <p><u>ウ</u> ヘリコプター等の活用により、迅速かつ広域的な被害状況等の把握に努めるものとする。</p> <p><u>エ</u> 被害状況等の把握、応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るために必要な災害対策車、照明車等を災害箇所へ移動させ、被害状況の把握及び連絡系統の確保に努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
172	<p><u>エ</u> 道路情報システム、くしの歯防災システム等の活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）による活動支援</p> <p>必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、<u>(追記)</u> 被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被災地の早期</p>	<p><u>オ</u> 道路情報システム、くしの歯防災システム等の活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）による活動支援</p> <p>必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、<u>ヘリ、無人航空機等を活用した</u>被災状況の迅速な把握、被災地へのアク</p>	

豊田市地域防災計画（地震災害対策計画） 新旧対照表

	復旧その他災害応急対策など、交通の確保に 関 して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施する。	セス確保、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に 関 して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施する。													
	第 10 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第 10 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策													
	第 1 節 避難所の開設・運営	第 1 節 避難所の開設・運営													
184	<div>■ 主な機関の措置</div> <table><thead><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr></thead><tbody><tr><td>第 1 節 避難所の開設・運営</td><td>市</td><td>1 (1) 指定避難所の開設予定場所 1 (2) 指定避難所開設の広報 1 (3) 要配慮者の保護 1 (4) 指定避難所の管理 1 (5) 他市町村又は県に対する応援要求 2 (1) 避難所運営マニュアルに基づく避難所運営 2 (2) 避難者の把握 2 (3) 避難所が危険になった場合の対応 2 (4) 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮 2 (5) 避難所運営における女性の参画等 2 (6) 避難者への情報提供 2 (7) 要配慮者へ支援 2 (8) 物資の配給等避難者への生活支援 2 (9) 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応 (追記) (追記) 2 (10) 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営 2 (11) ペットの取扱 (追記) 2 (12) 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請 2 (13) 感染症対策 3 広域一時滞在に係る協議等</td></tr></tbody></table>	区 分	機関名	主な措置	第 1 節 避難所の開設・運営	市	1 (1) 指定避難所の開設予定場所 1 (2) 指定避難所開設の広報 1 (3) 要配慮者の保護 1 (4) 指定避難所の管理 1 (5) 他市町村又は県に対する応援要求 2 (1) 避難所運営マニュアルに基づく避難所運営 2 (2) 避難者の把握 2 (3) 避難所が危険になった場合の対応 2 (4) 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮 2 (5) 避難所運営における女性の参画等 2 (6) 避難者への情報提供 2 (7) 要配慮者へ支援 2 (8) 物資の配給等避難者への生活支援 2 (9) 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応 (追記) (追記) 2 (10) 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営 2 (11) ペットの取扱 (追記) 2 (12) 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請 2 (13) 感染症対策 3 広域一時滞在に係る協議等	<div>■ 主な機関の措置</div> <table><thead><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr></thead><tbody><tr><td>第 1 節 避難所の開設・運営</td><td>市</td><td>1 (1) 指定避難所の開設予定場所 1 (2) 指定避難所開設の広報 1 (3) 要配慮者の保護 1 (4) 指定避難所の管理 1 (5) 他市町村又は県に対する応援要求 2 (1) 避難所運営マニュアルに基づく避難所運営 2 (2) 避難者の把握 2 (3) 避難所が危険になった場合の対応 2 (4) 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮 2 (5) 避難所運営における女性の参画等 2 (6) 避難者への情報提供 2 (7) 要配慮者へ支援 2 (8) 物資の配給等避難者への生活支援 2 (9) 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応 2 (10) 在宅避難所等の支援拠点 2 (11) 車中泊避難を行うためのスペース 2 (12) 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営 2 (13) ペットの取扱 2 (14) 避難の長期化に伴う対応 2 (15) 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請 2 (16) 感染症対策 3 広域一時滞在に係る協議等</td></tr></tbody></table>	区 分	機関名	主な措置	第 1 節 避難所の開設・運営	市	1 (1) 指定避難所の開設予定場所 1 (2) 指定避難所開設の広報 1 (3) 要配慮者の保護 1 (4) 指定避難所の管理 1 (5) 他市町村又は県に対する応援要求 2 (1) 避難所運営マニュアルに基づく避難所運営 2 (2) 避難者の把握 2 (3) 避難所が危険になった場合の対応 2 (4) 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮 2 (5) 避難所運営における女性の参画等 2 (6) 避難者への情報提供 2 (7) 要配慮者へ支援 2 (8) 物資の配給等避難者への生活支援 2 (9) 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応 2 (10) 在宅避難所等の支援拠点 2 (11) 車中泊避難を行うためのスペース 2 (12) 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営 2 (13) ペットの取扱 2 (14) 避難の長期化に伴う対応 2 (15) 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請 2 (16) 感染症対策 3 広域一時滞在に係る協議等	
区 分	機関名	主な措置													
第 1 節 避難所の開設・運営	市	1 (1) 指定避難所の開設予定場所 1 (2) 指定避難所開設の広報 1 (3) 要配慮者の保護 1 (4) 指定避難所の管理 1 (5) 他市町村又は県に対する応援要求 2 (1) 避難所運営マニュアルに基づく避難所運営 2 (2) 避難者の把握 2 (3) 避難所が危険になった場合の対応 2 (4) 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮 2 (5) 避難所運営における女性の参画等 2 (6) 避難者への情報提供 2 (7) 要配慮者へ支援 2 (8) 物資の配給等避難者への生活支援 2 (9) 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応 (追記) (追記) 2 (10) 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営 2 (11) ペットの取扱 (追記) 2 (12) 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請 2 (13) 感染症対策 3 広域一時滞在に係る協議等													
区 分	機関名	主な措置													
第 1 節 避難所の開設・運営	市	1 (1) 指定避難所の開設予定場所 1 (2) 指定避難所開設の広報 1 (3) 要配慮者の保護 1 (4) 指定避難所の管理 1 (5) 他市町村又は県に対する応援要求 2 (1) 避難所運営マニュアルに基づく避難所運営 2 (2) 避難者の把握 2 (3) 避難所が危険になった場合の対応 2 (4) 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮 2 (5) 避難所運営における女性の参画等 2 (6) 避難者への情報提供 2 (7) 要配慮者へ支援 2 (8) 物資の配給等避難者への生活支援 2 (9) 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応 2 (10) 在宅避難所等の支援拠点 2 (11) 車中泊避難を行うためのスペース 2 (12) 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営 2 (13) ペットの取扱 2 (14) 避難の長期化に伴う対応 2 (15) 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請 2 (16) 感染症対策 3 広域一時滞在に係る協議等													
187	(略) 2 避難所の運営 (略) (3) 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮 避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。 <u>(追記)</u>	(略) 2 避難所の運営 (略) (3) 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮 避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。 <u>そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じること。</u>	防災基本計画修正を踏まえた修正												

豊田市地域防災計画（地震災害対策計画） 新旧対照表

187	<p>(略)</p> <p>(8) 物資の配給等避難者への生活支援 給食、給水、その他当面必要とされる物質の配給等、避難者への生活支援にあつては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「愛知県避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。</p>	<p>(略)</p> <p>(8) 物資の配給等避難者への生活支援 給食、給水、その他当面必要とされる物質の配給等、避難者への生活支援にあつては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。</p> <p><u>また、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、栄養バランスの取れた適温の食事の提供等質の確保にも配慮すること。</u></p> <p>なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「愛知県避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。</p>	「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえた修正
188	<p>(9) 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応 避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者<u>に対して、その</u>避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。</p> <p>(略)</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>(9) 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応 避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者等が一人ひとりの事情や状況に応じて適切な場所で避難生活を送ることができるよう、内閣府が作成した「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」を踏まえ、避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。</p> <p>(略)</p> <p><u>(10) 在宅避難者等の支援拠点</u> 市町村は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</p> <p><u>(11) 車中泊避難を行うためのスペース</u> 市町村は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</p>	<p>「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
188	<p>(10) 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営</p> <p>(略)</p> <p>(11) ペットの取扱</p>	<p>(12) 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営</p> <p>(略)</p> <p>(13) ペットの取扱</p>	

豊田市地域防災計画（地震災害対策計画） 新旧対照表

188	<p>必要に応じて、ペットの<u>飼育</u>場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、<u>飼育</u>場所や<u>飼育</u>ルールを<u>飼育者</u>及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、<u>(追記)</u> 獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>必要に応じて、ペットの<u>飼養</u>場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、<u>飼養</u>場所や<u>飼養</u>ルールを<u>飼い主</u>及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、<u>飼い主等からのペットの一時預かり要望への対応等について</u>、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p> <p><u>(14) 避難の長期化に伴う対応</u></p> <p><u>避難の長期化等必要に応じて、以下の項目等の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(ア) プライバシーの確保状況</u></p> <p><u>(イ) 入浴施設設置の有無及び利用頻度</u></p> <p><u>(ウ) 洗濯等の頻度</u></p> <p><u>(エ) 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度</u></p> <p><u>(オ) 暑さ・寒さ対策の必要性</u></p> <p><u>(カ) 食料の確保、配食等の状況</u></p> <p><u>(キ) し尿及びごみの処理状況</u></p> <p><u>(ク) 避難者の健康状態</u></p> <p><u>(ケ) 指定避難所の衛生状態</u></p>	<p>防災基本計画修正及び環境省ガイドラインを踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
189	<p>(12) 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請 (略)</p> <p>(13) 感染症対策 (略)</p>	<p>(15) 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請 (略)</p> <p>(16) 感染症対策 (略)</p>	
第2節 要配慮者支援対策		第2節 要配慮者支援対策	
190	<p>(略)</p> <p>2 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定している<u>避難所の供与等の事務については</u>、当該市町村（救助実施市を除く。）が実施することとなる。ただし、災害派遣福祉チーム<u>(DCAT)</u>の編成・派遣については、県が実施する。 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>2 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定している<u>ため</u>、当該市町村（救助実施市を除く。）が実施することとなる。ただし、災害派遣福祉チーム<u>(DWA T)</u>や<u>災害支援ナース</u>の編成・派遣については、県が実施する。 (略)</p>	<p>表記の整理及び防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
第11章 水・食品・生活必需品等の供給		第11章 水・食品・生活必需品等の供給	
■ 基本方針 (略)		■ 基本方針 (略)	

豊田市地域防災計画（地震災害対策計画） 新旧対照表

192	○ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、 <u>（追記）</u> 夏季には <u>扇風機等</u> 、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する <u>ものとする。</u>	○ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、 <u>避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ</u> 、夏季には <u>冷房器具</u> 、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、 <u>要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。</u>	防災基本計画修正を踏まえた修正
第 14 章 ライフライン施設等の応急対策		第 14 章 ライフライン施設等の応急対策	
第 7 節 ライフライン施設の応急復旧		第 7 節 ライフライン施設の応急復旧	
219	県、市町村及びライフライン事業者等における措置 <u>（追記）</u> (略) (2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開 合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。 <u>（追記）</u>	県、市町村及びライフライン事業者等における措置 <u>及び海路・空路の活用</u> (略) (2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開 <u>及び海路・空路の活用</u> 合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。 <u>また、陸路だけでなく、海路・空路の活用に向けて関係機関と調整を図るものとする。</u>	防災基本計画修正を踏まえた修正
第 15 章 住宅対策		第 15 章 住宅対策	
220	■ 基本方針 (略) ○ 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理 <u>（追記）</u> 、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。	■ 基本方針 (略) ○ 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理 <u>（ブルーシートの展張等を含む）</u> 、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。	防災基本計画修正を踏まえた修正
第 5 節 住宅の応急修理		第 5 節 住宅の応急修理	
224	1 県及び救助実施市における措置 (略) (1) 応急修理の実施 ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 <u>（追記）</u>	1 県及び救助実施市における措置 (略) (1) 応急修理の実施 ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 <u>（ブルーシートの展張等）</u>	防災基本計画修正を踏まえた修正

豊田市地域防災計画（地震災害対策計画） 新旧対照表

第4編 災害復旧・復興		第4編 災害復旧・復興	
第2章 公共施設等災害復旧対策		第2章 公共施設等災害復旧対策	
第1節 公共施設災害復旧事業		第1節 公共施設災害復旧事業	
232	1 各施設管理者における措置 各施設管理者は、災害の原因を詳細に調査して適切な復旧計画を策定し、被害の程度や経済的、社会的影響を踏まえて、緊急度の高いものから速やかに復旧事業を実施するものとする。 <u>（追記）</u> （略） 3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 （略） （2）要綱等 ア （略） イ （略） <u>ウ 水道施設の災害復旧費に対し、予算の範囲内で、災害復旧事業費の1/2を国庫補助する。</u>	1 各施設管理者における措置 各施設管理者は、災害の原因を詳細に調査して適切な復旧計画を策定し、被害の程度や経済的、社会的影響を踏まえて、緊急度の高いものから速やかに復旧事業を実施するものとする。 <u>その際、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</u> （略） 3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 （略） （2）要綱等 ア （略） イ （略） <u>（削除）</u>	防災基本計画修正を踏まえた修正 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法改正に伴う修正
第3節 暴力団等への対策		第3節 暴力団等への対策	
235	1 県警察における措置 （1）暴力団等の動向把握 <u>災害発生時には、暴力団等が復旧・復興事業に介入するなどの資金獲得活動を展開することが予想されるため、暴力団等の動向把握を徹底する。</u> （2）暴力団等の取締り、復旧・復興事業からの暴力団排除 暴力団等による <u>（追記）不法行為の（追記）取締りを徹底するとともに、関係行政機関、被災地地方公共団体、業界団体等との連携を強化</u> し、暴力団等による復旧・復興事業への参入・介入 <u>（追記）</u> を防止するための取組を推進するなど、 <u>暴力団排除活動を徹底する。</u> <u>（3）暴力団排除に関する広報活動等</u> <u>暴力団等による復旧・復興事業への参入・介入状況等に関する広報を積極的に行うとともに、暴力団員の不当要求行為等に関する情報提供、相談に対して的確な対応を行う。</u>	1 県警察における措置 （1）暴力団等の動向把握 <u>暴力団等が、被災地において復旧・復興事業に介入し資金獲得活動を行うことを防止するため、暴力団等の動向把握を徹底する。</u> （2）暴力団等の取締り、復旧・復興事業からの暴力団排除 暴力団等による <u>被災地における</u> 不法行為の <u>徹底した</u> 取締りと、関係機関、業界団体等が連携し、暴力団等が被災地における復旧・復興事業に参入・介入 <u>すること</u> を防止するための取組を推進する <u>（削除）</u> 。 <u>（削除）</u>	防災基本計画修正を踏まえた修正

豊田市地域防災計画（地震災害対策計画） 新旧対照表

	第3章 災害廃棄物（追記）処理対策	第3章 災害廃棄物等処理対策																																																																	
237	<p>■ 基本方針</p> <p>市町村及び県は、被災状況に即した災害廃棄物（追記）の処理を迅速に実施する。</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <p>区分</p> <p>災害廃棄物（追記）処理対策（略）</p> <p>災害廃棄物（追記）処理対策</p>	<p>■ 基本方針</p> <p>市町村及び県は、被災状況に即した災害廃棄物等の処理を迅速に実施する。</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <p>区分</p> <p>災害廃棄物等処理対策（略）</p> <p>災害廃棄物等処理対策</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>																																																																
	第5章 被災者等の生活再建等の支援	第5章 被災者等の生活再建等の支援																																																																	
	<p>■ 主な機関の措置</p> <table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr><tr><td rowspan="3">第1節 罹災証明書の交付等</td><td>県</td><td>1(1) 市町村の支援 1(2) 説明会の実施、調査・判定方法の調整等</td></tr><tr><td>市町村</td><td>2 罹災証明書の交付</td></tr><tr><td>独立行政法人都市再生機構</td><td>3 専門的知識を有する職員の被災地への派遣</td></tr><tr><td rowspan="2">第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施</td><td>県</td><td>1(1) 市町村への被災者に関する情報の提供 1(2) 市町村の支援</td></tr><tr><td>市町村</td><td>2(1) 被災者台帳の作成 2(2) 災害ケースマネジメントの実施</td></tr><tr><td rowspan="8">第3節 被災者への経済的支援等</td><td>県</td><td>1(1) 被災者生活再建支援金の支給 1(2) 県税の減免等 1(3) 被災者の権利・利益の保全 1(4) 義援金の受付、配分 1(5) 災害見舞金の支給</td></tr><tr><td>市町村</td><td>2(1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付 2(2) 災害弔慰金の支給 2(3) 市税等の減免等 2(4) 義援金の受付、支給</td></tr><tr><td>日本赤十字社愛知県支部</td><td>3 義援金等の受付、配分</td></tr><tr><td>県社会福祉協議会</td><td>4 生活福祉資金の貸付</td></tr><tr><td>被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）</td><td>5 被災者生活再建支援金の支給</td></tr><tr><td>報道機関等</td><td>6 義援金品の受付、配分</td></tr><tr><td>（追記）</td><td>（追記）</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	区 分	機関名	主な措置	第1節 罹災証明書の交付等	県	1(1) 市町村の支援 1(2) 説明会の実施、調査・判定方法の調整等	市町村	2 罹災証明書の交付	独立行政法人都市再生機構	3 専門的知識を有する職員の被災地への派遣	第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施	県	1(1) 市町村への被災者に関する情報の提供 1(2) 市町村の支援	市町村	2(1) 被災者台帳の作成 2(2) 災害ケースマネジメントの実施	第3節 被災者への経済的支援等	県	1(1) 被災者生活再建支援金の支給 1(2) 県税の減免等 1(3) 被災者の権利・利益の保全 1(4) 義援金の受付、配分 1(5) 災害見舞金の支給	市町村	2(1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付 2(2) 災害弔慰金の支給 2(3) 市税等の減免等 2(4) 義援金の受付、支給	日本赤十字社愛知県支部	3 義援金等の受付、配分	県社会福祉協議会	4 生活福祉資金の貸付	被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）	5 被災者生活再建支援金の支給	報道機関等	6 義援金品の受付、配分	（追記）	（追記）			<p>主な機関の措置</p> <table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr><tr><td rowspan="3">第1節 罹災証明書の交付等</td><td>県</td><td>1(1) 市町村の支援 1(2) 説明会の実施、調査・判定方法の調整等</td></tr><tr><td>市町村</td><td>2 罹災証明書の交付</td></tr><tr><td>独立行政法人都市再生機構</td><td>3 専門的知識を有する職員の被災地への派遣</td></tr><tr><td rowspan="2">第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施</td><td>県</td><td>1(1) 市町村への被災者に関する情報の提供 1(2) 市町村の支援</td></tr><tr><td>市町村</td><td>2(1) 被災者台帳の作成 2(2) 災害ケースマネジメントの実施</td></tr><tr><td rowspan="8">第3節 被災者への経済的支援等</td><td>県</td><td>1(1) 被災者生活再建支援金の支給 1(2) 県税の減免等 1(3) 被災者の権利・利益の保全 1(4) 義援金の受付、配分 1(5) 災害見舞金の支給</td></tr><tr><td>市町村</td><td>2(1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付 2(2) 災害弔慰金の支給 2(3) 市税等の減免等 2(4) 義援金の受付、支給</td></tr><tr><td>日本赤十字社愛知県支部</td><td>3 義援金等の受付、配分</td></tr><tr><td>県社会福祉協議会</td><td>4 生活福祉資金の貸付</td></tr><tr><td>被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）</td><td>5 被災者生活再建支援金の支給</td></tr><tr><td>報道機関等</td><td>6 義援金品の受付、配分</td></tr><tr><td>中部管区行政評価局</td><td>7 特別行政相談活動の実施</td></tr><tr><td>（追記）</td><td>（追記）</td></tr></table>	区 分	機関名	主な措置	第1節 罹災証明書の交付等	県	1(1) 市町村の支援 1(2) 説明会の実施、調査・判定方法の調整等	市町村	2 罹災証明書の交付	独立行政法人都市再生機構	3 専門的知識を有する職員の被災地への派遣	第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施	県	1(1) 市町村への被災者に関する情報の提供 1(2) 市町村の支援	市町村	2(1) 被災者台帳の作成 2(2) 災害ケースマネジメントの実施	第3節 被災者への経済的支援等	県	1(1) 被災者生活再建支援金の支給 1(2) 県税の減免等 1(3) 被災者の権利・利益の保全 1(4) 義援金の受付、配分 1(5) 災害見舞金の支給	市町村	2(1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付 2(2) 災害弔慰金の支給 2(3) 市税等の減免等 2(4) 義援金の受付、支給	日本赤十字社愛知県支部	3 義援金等の受付、配分	県社会福祉協議会	4 生活福祉資金の貸付	被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）	5 被災者生活再建支援金の支給	報道機関等	6 義援金品の受付、配分	中部管区行政評価局	7 特別行政相談活動の実施	（追記）	（追記）	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
区 分	機関名	主な措置																																																																	
第1節 罹災証明書の交付等	県	1(1) 市町村の支援 1(2) 説明会の実施、調査・判定方法の調整等																																																																	
	市町村	2 罹災証明書の交付																																																																	
	独立行政法人都市再生機構	3 専門的知識を有する職員の被災地への派遣																																																																	
第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施	県	1(1) 市町村への被災者に関する情報の提供 1(2) 市町村の支援																																																																	
	市町村	2(1) 被災者台帳の作成 2(2) 災害ケースマネジメントの実施																																																																	
第3節 被災者への経済的支援等	県	1(1) 被災者生活再建支援金の支給 1(2) 県税の減免等 1(3) 被災者の権利・利益の保全 1(4) 義援金の受付、配分 1(5) 災害見舞金の支給																																																																	
	市町村	2(1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付 2(2) 災害弔慰金の支給 2(3) 市税等の減免等 2(4) 義援金の受付、支給																																																																	
	日本赤十字社愛知県支部	3 義援金等の受付、配分																																																																	
	県社会福祉協議会	4 生活福祉資金の貸付																																																																	
	被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）	5 被災者生活再建支援金の支給																																																																	
	報道機関等	6 義援金品の受付、配分																																																																	
	（追記）	（追記）																																																																	
区 分	機関名	主な措置																																																																	
第1節 罹災証明書の交付等	県	1(1) 市町村の支援 1(2) 説明会の実施、調査・判定方法の調整等																																																																	
	市町村	2 罹災証明書の交付																																																																	
	独立行政法人都市再生機構	3 専門的知識を有する職員の被災地への派遣																																																																	
第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施	県	1(1) 市町村への被災者に関する情報の提供 1(2) 市町村の支援																																																																	
	市町村	2(1) 被災者台帳の作成 2(2) 災害ケースマネジメントの実施																																																																	
第3節 被災者への経済的支援等	県	1(1) 被災者生活再建支援金の支給 1(2) 県税の減免等 1(3) 被災者の権利・利益の保全 1(4) 義援金の受付、配分 1(5) 災害見舞金の支給																																																																	
	市町村	2(1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付 2(2) 災害弔慰金の支給 2(3) 市税等の減免等 2(4) 義援金の受付、支給																																																																	
	日本赤十字社愛知県支部	3 義援金等の受付、配分																																																																	
	県社会福祉協議会	4 生活福祉資金の貸付																																																																	
	被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）	5 被災者生活再建支援金の支給																																																																	
	報道機関等	6 義援金品の受付、配分																																																																	
	中部管区行政評価局	7 特別行政相談活動の実施																																																																	
	（追記）	（追記）																																																																	
244																																																																			

豊田市地域防災計画（地震災害対策計画） 新旧対照表

	第3節 被災者への資金等の支給、税の減免等	第3節 被災者への資金等の支給、税の減免等	
248	(略) 6 報道機関、各種団体等における措置 (略) <u>(追記)</u>	(略) 6 報道機関、各種団体等における措置 (略) 7 中部管区行政評価局における措置 <u>中部管区行政評価局は、被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動を行うものとする。</u>	防災基本計画修正を踏まえた修正

豊田市地域防災計画（地震災害対策計画） 新旧対照表

	第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	
255	<p>(略)</p> <p>2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応</p> <p>(略)</p> <p>3 住民への周知・呼びかけ</p> <p>(略)</p> <p>また、国からの指示に基づき地域住民等に対して避難の継続（事前避難）等のあらかじめ定められた措置、及び家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備え<u>を</u>再確認<u>する</u>等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応</p> <p>(略)</p> <p>3 住民への周知・呼びかけ</p> <p>(略)</p> <p>また、国からの指示に基づき地域住民等に対して避難の継続（事前避難）等のあらかじめ定められた措置、及び家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備え<u>の</u>再確認、<u>及び、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などの特別な備え</u>等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。</p>	表記の整理
255	<p>(略)</p> <p>4 避難対策等</p> <p>(1) 地域住民等の避難行動等</p> <p>(略)</p> <p>日頃からの地震への備え<u>を</u>再確認<u>する</u>等防災対応をとる旨を呼びかける。</p>	<p>(略)</p> <p>4 避難対策等</p> <p>(1) 地域住民等の避難行動等</p> <p>(略)</p> <p>日頃からの地震への備え<u>の</u>再確認、<u>及び、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などの特別な備え</u>等防災対応をとる旨を呼びかける。</p>	表記の整理
259	<p>(略)</p> <p>3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応</p> <p>(略)</p> <p>3 住民への周知・呼びかけ</p> <p>日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。</p>	<p>(略)</p> <p>3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応</p> <p>(略)</p> <p>3 住民への周知・呼びかけ</p> <p>日頃からの地震への備え<u>の</u>再確認、<u>及び、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などの特別な備え</u>等防災対応をとる旨を呼びかける。</p>	表記の整理

豊田市地域防災計画（地震災害対策計画） 新旧対照表

	別紙 東海地震に関する事前対策	別紙 東海地震に関する事前対策	
	第4章 発災に備えた直前対策	第4章 発災に備えた直前対策	
	第4節 道路交通対策	第4節 道路交通対策	
288	<p>1 県公安委員会（県警察）における措置 （略） （6）緊急輸送車両の確認 （略） イ 緊急輸送車両の確認<u>届出</u> 緊急輸送車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急<u>通行</u>車両確認申出書」を県又は県公安委員会（<u>追記</u>）の事務担当部局等に提出するものとする。</p>	<p>1 県公安委員会（県警察）における措置 （略） （6）緊急輸送車両の確認 （略） イ 緊急輸送車両の確認<u>申出</u> 緊急輸送車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急<u>輸送</u>車両確認申出書」を県又は県公安委員会（<u>県警察</u>）の事務担当部局等に提出するものとする。</p>	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法改正に伴う修正
	第13節 緊急輸送	第13節 緊急輸送	
299	<p>（略） 7 緊急輸送車両の<u>事前届出及び確認</u> （1）緊急輸送を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあつては、緊急輸送車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会が別に定めるところにより、県公安委員会（<u>県警察本部</u>）へ緊急輸送車両の確認<u>届出</u>を行うこととする。</p>	<p>（略） 7 緊急輸送車両の（<u>削除</u>）確認 （1）緊急輸送を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあつては、緊急輸送車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会が別に定めるところにより、県公安委員会（<u>県警察</u>）へ緊急輸送車両の確認<u>申出</u>を行うこととする。</p>	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法改正に伴う修正